

第Ⅱ部 解説編 ■

指針に対する配慮事項・工夫ポイント
及び指針運用の流れ

- I 景観検討の流れ……………9
- II 岩手県公共事業等景観形成指針の解説
[指針テンプレート]……………16

I 景観検討の流れ

1 目的

公共事業等の実施にあたって、岩手県景観計画及び県内市町村景観計画等をふまえ、岩手県公共事業等景観形成指針（以下「指針」という）の的確な運用により、良好な景観形成を図ることを目的とします。

2 適用範囲等

(1)適用範囲

岩手県が行う計画・設計及び施工する土木又は建築構造物等の新設（新築）、増設（増築）、移設、外観の変更及び維持管理を適用の範囲とします。

※原則として、岩手県が発注する公共事業の全てが対象となります。また、県内の国の機関及び市町村その他公共団体に対しては、条例に基づき指針に配慮するよう要請します。（景観行政団体市町村には情報提供）

(2)適用除外

以下に該当するものは、適用除外となります。

- ①道路舗装の補修工事等の原形復旧を目的とする事業。
- ②地盤面下で実施する事業。
- ③災害復旧（改良復旧以外）を目的とする事業。
- ④非常災害のため必要な応急措置として行う行為。
- ⑤通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令（景観法施行令第8条）で定めるもの。
- ⑥他法令等の定めにより、指針に基づく景観上の配慮が講じることができない行為。

なお、③に関する災害復旧事業については、原形復旧を基本としており、一般的には指針の適用が難しいと判断されることから適用除外としますが、査定申請時・施工段階時には、できる限り指針及び本解説に準拠するよう努めるものとします。

（注）災害復旧事業であっても、景観法に基づく通知手続き等は適用除外とならないので、施工段階には後述する「景観検討サポートシート」を作成し、法手続等について確認するものとします。

(3)対象の類別

原則として、適用除外以外のものは、全ての公共事業が適用の対象となり、景観検討に当たっては以下の類別ごとの配慮が必要です。（項目①～③は複数項目が重複する場合もあり）

- ①：景観法に基づく通知対象事業
 - ・岩手県内の景観条例、規則の届出対象規模に該当する行為を行う事業（次頁【表1】）
- ②：景観法に基づく通知対象外であるが、景観形成上特に配慮が必要な行為として別に定める事業（次頁【表2】）
- ③：関連する他法令等により、手続き又は調整等が求められる行為に該当する事業
 - ・景観法以外の景観に関わる規制の対象となる地域・地区等で行う事業（次頁【表3】）
 - ・市町村の景観・まちづくり施策等で整備方針が位置付けられている地域で行う事業
 - ・屋外広告物に関する物件を設置する事業
- ④：①～③に該当しない事業



* 「公共事業等」とは？

ここでいう、公共事業とは、国、地方公共団体（県、市町村等）が行う事業であり、等とは法人税法により公共法人に定められた機構、事業団、地方公社等が実施する事業です。なお、国・地方公共団体以外の事業は、通知ではなく届出となります。公共法人を例示すると次のとおり。

（例）独立行政法人（都市再生機構、森林総合研究所・森林農地整備センター、水資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、環境再生保全機構）、日本下水道事業団、土地開発公社、地方住宅供給公社、土地改良区、土地区画整理組合 等

【表1】
通知対象に該当する
公共事業等の規模

県条例に基づく通知対象規模は、共通指針及び施設別指針の施設別には、下表に掲げるとおりである。

なお、各市町村条例による通知対象規模は、下記規模と異なるため、県及び各市町村・地区の区分、規模を確認し対応すること。

分類	行為区分	規模		
		重点地域以外	重点地域	
共通指針 【岩手県公共事業等 景観形成指針第4】	のり面	土地の形質の変更	高さ5mかつ長さ10m	高さ1.5m
	擁壁	土地の形質の変更、工作物	高さ5mかつ長さ10m	高さ1.5m
	防護柵	工作物（柵等）	高さ5m	高さ1.5m
	標識・公共広告物	屋外広告物条例による （注1）	同左	同左
	照明施設	工作物（鉄柱等）	高さ13m	高さ5m
	駐車場（立体）	工作物（自動車車庫等）	高さ13m又は 築造面積1,000㎡	高さ5m又は 築造面積10㎡
	駐車場、展望広場	土地の形質の変更	面積3,000㎡	面積300㎡
施設別 【第5】指針	公共建築物	建築物の新築等	高さ13m又は軒高9m 又は延床面積1,000㎡	高さ13m 又は延床面積10㎡
	用地造成	土地の形質の変更	面積3,000㎡	面積300㎡

注1：詳しくは、屋外広告物の設置許可等申請窓口で確認すること。なお、盛岡市・平泉町は当該市町が所管している。
また、道路標識など法令の規定により表示する広告物や、国、地方公共団体が公共的目的をもって自己の庁舎等に表示する広告物又は自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示する広告物等（工事看板を含む）は届出対象外である。（その他の広告物については、事前に届出が必要。）
注2：建築物・工作物の対象高さは、埋め戻し後の地盤面からの高さによる。
注3：建築物・工作物の増改築・増設：適用除外となるのは、高さの変更を伴わず、当該行為に係る部分の床面積の合計が200㎡以下のもので、かつ、増改築・増設前の床面積合計の2割を超えないもの。

【表2】
通知対象に相当する
公共事業等の規模

通知対象行為には直接的に該当しないが、景観形成上特に配慮が必要な主な施設整備を施設別に表2に定め、その規模を超えるものは景観検討の充実に努めるものとする。

なお、下表内の施設で、表1の規模を超える施設等を含む場合は通知対象となるので注意すること。

分類	行為区分	規模	
施設別指針 【岩手県公共事業等景観形成指針第5】	道路	道路(歩道含む)	面積3,000㎡
		自転車道、遊歩道	全て
		トンネル	坑門工の全て
		高架橋、歩道橋、ペデストリアンデッキ	全て
	橋りょう	橋梁	全て
	河川・水路	護岸、水路、堤防、樋門等	高さ5m
		河川敷公園等	公園の利用施設全て
		調整池等	面積3,000㎡
	ダム	ダム本体（高さ15m）	全て
	砂防・治山	砂防・治山堰堤、擁壁等	高さ5m
	港湾・漁港	防波堤、岸壁、護岸等	高さ5m又は面積3,000㎡
	空港	滑走路、照明施設、緩衝緑地等	全て
	海岸	堤防、護岸、海浜	高さ5m又は面積3,000㎡
		離岸堤、突堤、ヘッドランド	全て
樋門、樋管		高さ5m	
公園・広場	公園、広場	全て	
上下水道	浄水場、下水処理場、ポンプ場	全て	

【表3】
景観法以外の景観
に関わる規制の対象
となる地域・地区等

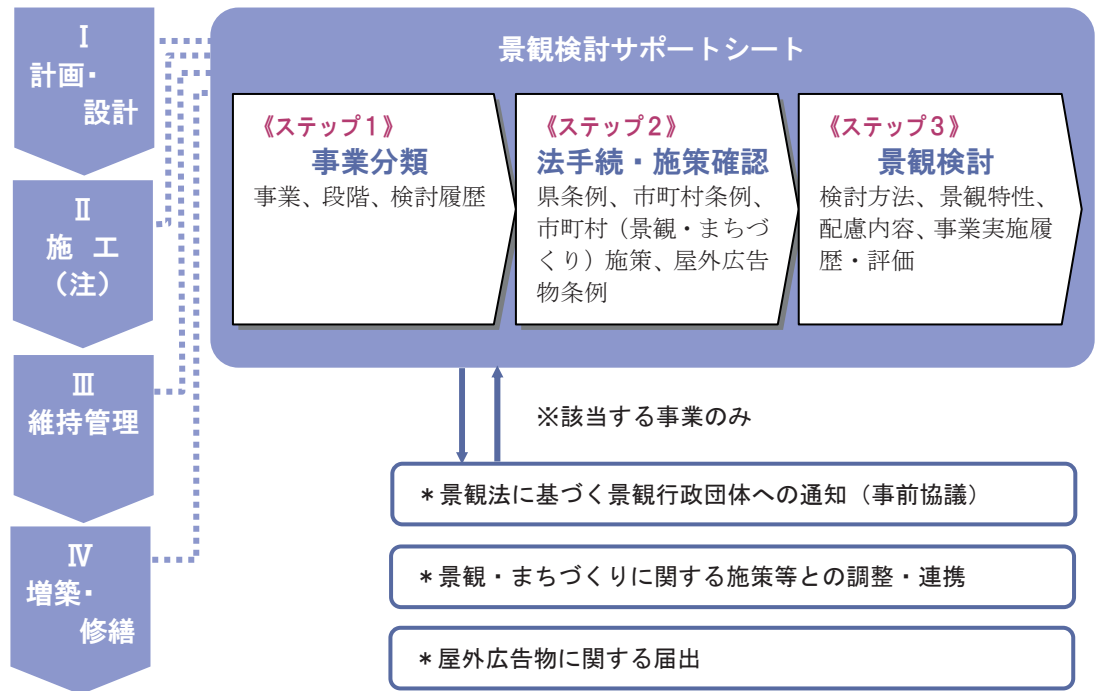
根拠法等	対象地区等	岩手県内の対象地区等	事務取扱
都市計画法	風致地区	①盛岡市（高松・山王） ②宮古市（浄土ヶ浜周辺）	市町村
自然公園法	自然公園内の特別地域	①十和田八幡平 ②陸中海岸	県
		①栗駒 ②早池峰	
		①花巻温泉郷 ②久慈平庭 ③外山早坂 ④湯田温泉郷 ⑤折爪馬仙峡 ⑥五葉山 ⑦室根高原	
文化財保護法	重要伝統的建造物群保存地区	①金ヶ崎町（城内諏訪小路）	市町村
	重要文化的景観	①一関本寺の農村景観 ②遠野 荒川高原牧場	国（県）
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	認定歴史的風致維持向上計画の重点区域	—	—
都市緑地法	特別緑地保全地区	—	—

3 運用の流れ

運用にあたっては、「計画・設計」「施工（注）」「維持管理」「増築・修繕（注）」の各段階において、指針の解説、景観検討の流れ等を踏まえて、景観検討サポートシートを活用して事業実施します。

なお、「計画・設計」時の、景観検討が特に重要です。

(注)「施工」は新設（新築）、「増築・修繕」は増設（増築）、移設、外観の変更を指します。



(1) 景観検討サポートシート

公共事業等の担当者は、各段階において景観検討サポートシート（以下「サポートシート」という）を作成することにより、事業区分、法手続・施策確認をし、景観検討内容が指針をふまえた内容となっているか等を確認するものとします。

① サポートシートは、設計の考え方の一貫性を確保するため、「計画・設計」「施工」「維持管理」「増築・修繕」の各段階において作成します。なお、作成履歴がある場合は前段階作成内容をふまえて作成するものとします。

（注）「施工」は新設（新築）、「増築・修繕」は増設（増築）、移設、外観の変更を指します。

② 設計を委託する場合は、サポートシートの検討案を受託者とともに作成するものとします。

③ 公共事業等の担当者とは、設計書作成者又はその直属の総括主査とし、サポートシートは設計書原議に添付・回議して複数のチェックによる指針の的確な運用を図るものとします。

なお、景観検討結果をふまえ、指定工法並びにその主要材料等を採用するにあたっては、必要に応じて「技術検討委員会・指定工法検討書」等で決定プロセスを明確にするものとします。

④ サポートシートによる景観検討の流れは、「岩手県公共事業等景観形成指針・景観検討の流れ（実施フロー）」に従い、景観検討を行ったうえで、事業を実施するものとします。

(2) 検討手法

景観の検討にあたっては、各事業担当組織内での検討に加え、地域の景観に対する影響が特に大きいもの又は建設する施設が地域のシンボルとなるものについては、「委員会等による検討」又は県の「まちづくりアドバイザー」やその他の識者によるアドバイスをふまえた検討を行うものとします。

① 委員会等（委員会形式により設計内容を検討するもので、主に外部の委員等で構成されるもの）

- ・対象となる公共事業等が、「地域の景観に対する影響が特に大きいもの又は建設する施設が地域のシンボルとなるもの」と、設計を担当する各課公所の長が判断した場合は、多方面の関係者から構成される委員会等により検討するものとします。
- ・委員会等により検討する事業は、以下の事例が想定されます。なお、この事例以外の事業についても、景観に及ぼす影響を勘案し、必要に応じて委員会等による積極的な検討を行うものとします。
 - i) 中心市街地等におけるシンボルロード的な道路等事業
 - ii) 良好な自然景観や歴史的景観を有する地域等での道路事業・長大橋建設事業
 - iii) 公園的な整備を含む河川・水路事業
 - iv) 地域の景観を大きく改変するダム建設事業
 - v) その他、以上に準ずる工事で景観上の配慮が特に求められる事業
- ・委員等については、関係住民、学識経験者、市町村職員、県（振興局等）職員などにより構成し、検討箇所の市町村景観計画、景観・まちづくり施策などの策定に関わった人材の活用も検討するものとします。
- ・各課公所において、年に複数の事業を委員会形式で検討する場合は、各課公所の長の判断により、事業毎又は公所単位毎で委員会を設置し検討するものとします。なお、各課公所等を越えた事業間の調整が必要な場合は、関係機関と調整したうえで体制を整備し、取り組むものとします。
- ・委員会等は、意見を反映させやすい段階や、事業の公表時期等を勘案して適切な時期に開催するものとします。

② アドバイザー（岩手県まちづくりアドバイザーまたは、それ以外の識者）

- ・景観検討にあたっては、「岩手県まちづくりアドバイザー派遣制度」が利用できます。この制度は住民、NPO、事業者等及び市町村が協働してまちづくりや景観づくり等を進める際に、専門的な助言を受けられるものです。
- ・「まちづくりアドバイザー」以外の識者からアドバイスを受け景観検討を行う場合は、事業実施公所が適宜、別途依頼するものとします。

③ その他

- ・計画・設計段階において、プロポーザル方式による業務委託を実施する場合、技術提案の内容に景観検討を含めることも検討するものとします。
- ・施工段階において、契約後VE方式による工事を実施する場合、VE提案の審査の際に、指針との整合に配慮するものとします。

*** 景観形成検討委員会設置要綱（例）****（趣旨）**

第1条 この要綱は、〇〇事業における岩手県公共事業等景観形成指針の適正な運用を図るため、〇〇事業景観形成検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の設置）

第2条 △△広域振興局△△部に委員会を置くものとする。

（委員の選任）

第3条 △△広域振興局△△部の長は、学識経験者、地域住民、県の職員及び市町村の職員等から委員会の委員を委嘱するものとする。

2 委員の任期は〇年とし、再任を妨げない。

（委員会の開催）

第4条 △△広域振興局△△部の長は、委員会を開催し、又は設計受託者に開催させるものとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

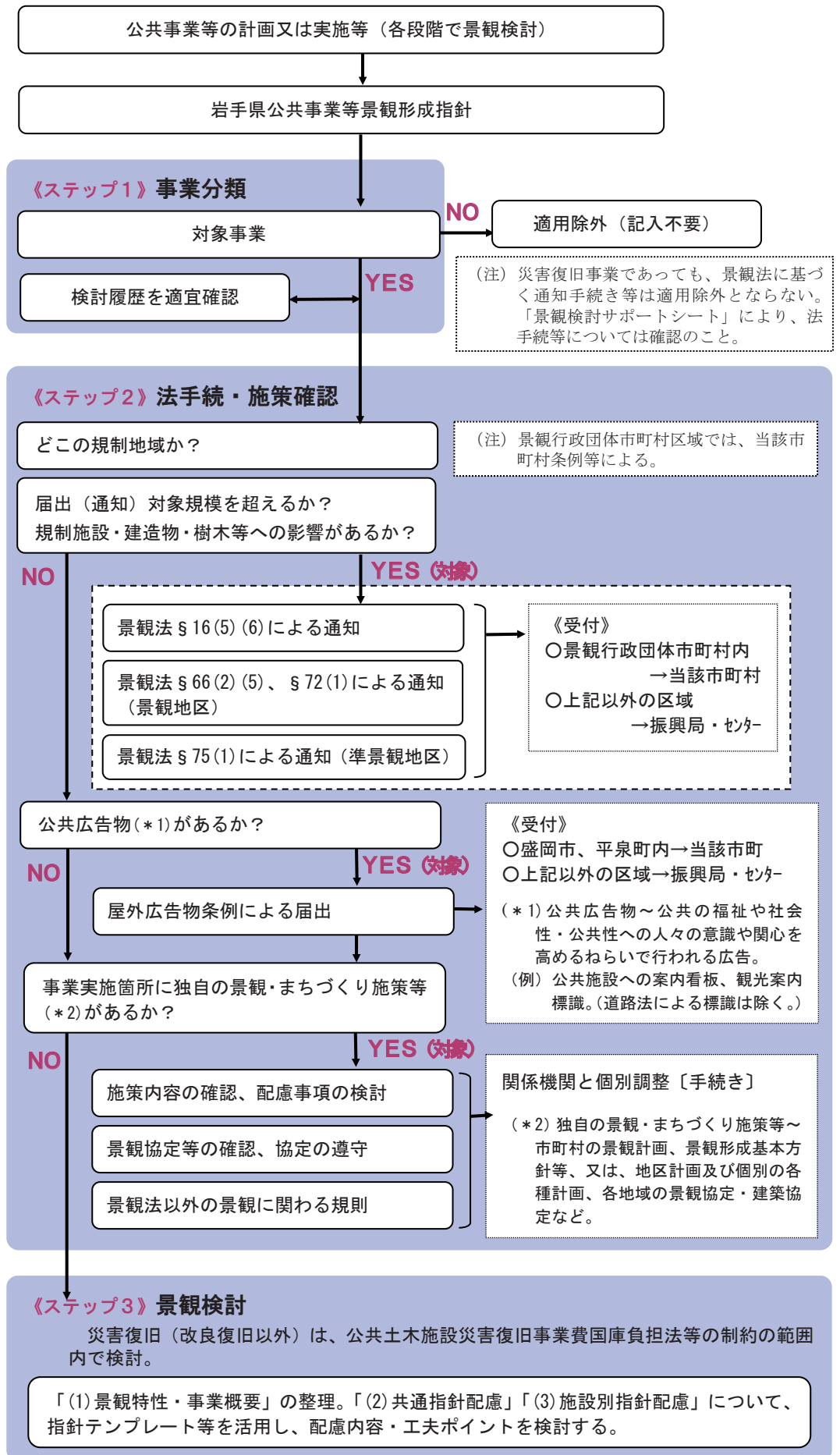
2 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 委員長は、必要に応じて関係者を委員会に出席させることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、△△広域振興局△△部の長が指定する課等において処理する。

(3) 岩手県公共事業等景観形成指針・検討の流れ (実施フロー)



※必要に応じて、委員会等またはアドバイザーを活用する。
 ※必須記入項目以外については、必要に応じて適宜整理。また、記入欄の大きさも適宜調整のうえ作成。

4 景観検討サポートシート

【平成23年4月1日以降適用】

景観検討サポートシート 1	確認印	部長・所長		工務課長・次長		主任主査・主査		担当者	

1. 事業分類

(1) 事業名（業務名・工事名） 記入年月日 平成 年 月 日

	事業
	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 工事
事業担当所属	

(2) 事業区分

◎ (適用対象外) 災害復旧以外の適用対象外については、本項目以降の記入不要

<input type="checkbox"/>	道路舗装の補修工事等の原形復旧を目的とする事業
<input type="checkbox"/>	地盤面下で実施する事業
<input type="checkbox"/>	災害復旧（改良復旧以外）を目的とする事業。
<input type="checkbox"/>	非常災害のため必要な応急措置として行う行為
<input type="checkbox"/>	通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令（景観法施行令第8条）で定める
<input type="checkbox"/>	法令等の定めにより、指針に基づく景観上の配慮が講じられない場合
	理由：

(3) 段階・検討履歴

	事業年度	平成 年度	～	平成 年度	年度
--	------	-------	---	-------	----

今回段階	①計画・設計	②施工	③維持管理	④増築（増設）・修繕
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

履歴	年度	検討年月日	段階	記入者（職・氏名）	摘要
	H23	H23. **. **	①	技師 ** **	（予備・詳細等）設計、施工

2. 法手続・施策確認

(1) 景観条例（自主条例含む）

盛岡市、北上市、奥州市、平泉町、一関市、一関市本寺地区、遠野市及び、この市町村以外の地域は、岩手県の景観条例・施行規則・景観計画の内容を確認し、通知対象行為に該当するか確認する。

事業実施箇所	<input type="checkbox"/> 市 市内	<input type="checkbox"/> 市町村指定・重点地域等
	<input type="checkbox"/> 重点地域（県）	()
	<input type="checkbox"/> 景観地区 <input type="checkbox"/> 準景観地区	<input type="checkbox"/> 景観重要公共施設
通知手続き（対象施設）	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 樹木
	()	()
通知年月日	平成 年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> その他
同上・事前協議	平成 年 月 日 ()	()

(2) 景観法以外の景観に関わる規制の対象となる地域・地区等

根拠法令	規制区域等	対象地区等
都市計画法	風致地区	<input type="checkbox"/> ()
自然公園法	自然公園内の特別地域	<input type="checkbox"/> ()
文化財保護法	重要伝統的建造物群保存地区	<input type="checkbox"/> ()
	重要文化的景観	<input type="checkbox"/> ()
歴史まちづくり法	認定歴史的風致維持向上計画の重点区域	<input type="checkbox"/> ()
都市緑地法	特別緑地保全地区	<input type="checkbox"/> ()
景観条例〔自主条例〕	地方公共団体の条例により定められた指定地区	<input type="checkbox"/> ()

【平成23年4月1日以降適用】

景観検討サポートシート 2	年度	検討年月日	段階	摘要	備考
	H23	H23. **. **	①	(予備・詳細等) 設計、施工	

(2) 屋外広告物条例 **※～ 公共広告物がない場合は記入対象外**

盛岡市、平泉町、及びこの市町村以外の地域は岩手県の屋外広告物条例・施行規則の内容を確認し、届出対象行為に該当するか確認する。

事業実施箇所	市	地内	地域	県所管	市町村 ()
広告種別			区分	市街地	農山漁村 <input type="checkbox"/> 自然
届出手続き	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	届出年月日	平成	年	月 日 ()

(3) 景観・まちづくり施策等 **※～ 対象施策等がない場合は記入対象外**

市町村確認	平成	年	月	日	
各施策の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(名称:)			
公共事業における配慮内容					
関係団体等					

3. 景観検討

(1) 景観特性・事業概要

地域	【県】 <input type="checkbox"/> 重点地域 <input type="checkbox"/> その他 【景観行政団体市町村】 <input type="checkbox"/> ()	施設別	
景観特性			
事業概要			

(2) 共通指針配慮

項目	配慮項目	配慮内容・工夫ポイント	実施評価
のり面、擁壁、...	「指針」から該当部分を抜粋して記入	「配慮事項」「工夫ポイント」等を参考に検討して記入	前段階の検討内容への対応状況、相違内容を記入 配慮できない場合は、その理由等も記入

(3) 施設別指針配慮

項目	配慮項目	配慮内容・工夫ポイント	実施評価

(4) 検討手法 (事業者検討以外)

※～ 事業者検討のみの場合、記入対象外

検討手法	<input type="checkbox"/> 委員会等 <input type="checkbox"/> アドバイザー <input type="checkbox"/> その他 ()
------	------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) その他

引き継ぎ事項、地元要望事項等の調整内容などを記入

(6) 事業実施箇所・参考写真 (撮影日) H**. **. **

必要に応じて、現況写真等を貼り付け

Ⅱ 岩手県公共事業等景観形成指針の解説(指針テンプレート)

1 趣旨・基本的事項 ————— 17

- 趣旨
- 基本的事項

2 指針の運用 ————— 18

- 指針の運用
- 岩手県景観計画区域における重点地域

3 共通指針 ————— 19

(1) 共通事項 ————— 19

- ①位置・規模
- ②形態・意匠
- ③色彩
- ④素材、耐久性

(2) 個別事項 ————— 22

- ①のり面
- ②擁壁
- ③防護柵
- ④標識・公共広告物
- ⑤照明施設
- ⑥緑の保全と緑化
- ⑦駐車場
- ⑧展望広場
- ⑨残地処理
- ⑩維持管理
- ⑪占用行為への指導
- ⑫人にやさしい施設の整備

4 施設別指針 ————— 32

(1) 道路 ————— 32

- ①道路
- ②歩道・自転車道・遊歩道
- ③トンネル
- ④交差点
- ⑤高架橋
- ⑥歩道橋・ペDESTリアンデッキ
- ⑦道路付属物・占用物等
- ⑧道路緑化
- ⑨交通広場等

(2) 橋りょう ————— 38

- ①橋りょう本体
- ②親柱、高欄及び照明施設
- ③橋詰め

(3) 河川・水路 ————— 40

- ①河川
- ②護岸、水路、水制
- ③樋門、落差工
- ④堤防、高水敷
- ⑤調整池等

(4) ダム ————— 44

- ①ダム本体
- ②ダム湖の周辺

(5) 砂防・治山 ————— 45

- ①砂防・治山対策施設
- ②急傾斜地崩壊対策施設、雪崩対策施設

(6) 港湾・漁港 ————— 46

- ①防波堤、岸壁、護岸等
- ②建築物、工作物等

(7) 海岸 ————— 47

- ①海浜
- ②海岸堤防、護岸
- ③離岸堤
- ④突堤・ヘッドランド
- ⑤樋門・樋管

(8) 空港 ————— 49

(9) 公園・広場 ————— 49

- ①建築物、工作物
- ②植栽

(10) 上下水道 ————— 50

(11) 公共建築物 ————— 51

- ①建築物及び工作物
- ②外構

(12) 用地造成 ————— 53

1 趣旨・基本的事項

趣旨

この指針は、岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、公共事業等の実施に関する良好な景観の形成のために必要な事項を定めるものとする。

基本的事項

公共事業等の実施に当たっては、良質な公共空間を形成するため、機能性、安全性、経済性とともに、良好な景観の保全・形成が、必要な事項であることを認識し、次の事項に留意しながら地域の特性を生かした優れた景観の形成に努めるものとする。

(1) 自然の景観、生態系及び植生との調和に配慮するとともに、緑化に努めること。

本県の特性を活かした景観形成をすすめていくためには、豊かな植生、美しい海辺、清らかな水辺など、恵まれた自然環境との調和に十分配慮しながら、景観形成を進めていく必要があります。

このため、公共事業等の実施に当たっては、事業箇所の背景となる自然景観、周辺の自然生態系や植生との調和に十分配慮するとともに、樹木の保全や移植による修景等により、緑化の保全に努めるものとします。

(2) 地域の歴史的、文化的特性に配慮するとともに、文化的で質の高い景観の創出に努めること。

地域の特性を生かした景観を形成していくためには、それぞれの地域の歴史的、文化的景観資源を生かした景観形成を進めていく必要があります。

このため、公共事業等の実施に当たっては、周辺に歴史的建造物や遺跡等がある場合は、その風致を損なわないよう配慮するとともに、地域の歴史的、文化的特性を生かしながら、地域らしさの創出を努める必要があります。

また、文化の薫り高い地域づくりを進めていく上で、公共施設は、大きな役割を果たすことが期待されます。

したがって、地域の歴史的、文化的特性に配慮しつつ、新しい文化の創造を目指した質の高い施設づくりに努める必要があります。

(3) 高齢者、障害者等にも配慮した潤いと安らぎのある快適な生活空間の創出に努めること。

公共施設の基本的な役割は、人々の生活の利便性、安全性、快適性等を満足されることにあります。

このため、公共事業等の実施に当たっては、機能性、安全性の確保を基本としつつ、人々、とりわけ、高齢者、障害者等への安全性や快適性、親しみやすさに配慮し、特に、多くの人々が利用する施設の整備に当たっては、人にやさしい施設の整備、ゆとりのある快適な空間の創出などに努める必要があります。

指針の運用

指針の運用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 景観形成のための計画が定められている場合は、指針の運用との調整を図りながら、その推進に努めること。
 - ア 岩手県景観計画との整合性に配慮すること。
 - イ 景観行政団体である市町村の景観計画区域内においては、その市町村が定める景観計画に配慮すること。また、市町村の景観形成に関する方針その他これに類する景観形成のための計画、基準等が定められている場合は、その内容に配慮すること。
 - ウ 国の各省庁から示されている景観形成ガイドライン等も積極的に参考とすること。
 - エ 景観法第83条第1項の規定に基づき認可された景観協定又は条例第24条第1項の規定に基づき認定された景観形成住民協定が締結されている場合は、その内容に配慮すること。

当該地域において、景観法に基づく景観計画をはじめ、景観に関する方針や基準、ガイドライン等が定められている場合は、それらとの調整を図りながら、良好な景観形成を進める必要があります。

- (2) 関係公共団体等との連絡調整を図り、整合性のとれた景観形成に努めること。

景観は、様々な要素で構成され、様々な主体による事業が関係して形成されます。

このため、優れた景観を形成するためには、国や県、市町村等の公共団体相互の調整が必要であり、これらの関係公共団体等が指針を共通に認識し、十分な連携のもとに、景観形成を進める必要があります。

- (3) 公共事業等の計画、設計及び維持管理のそれぞれの段階に応じて、指針の適切な運用に努めるとともに、関連するマニュアル等が定められている場合は、その活用にも配慮すること。

この指針は、事業の計画、構想段階で景観計画の前提条件として活用するとともに、今後の変更等を含めて定期的なチェックリストとして使用する等、事業のそれぞれの段階で広く活用する必要があります。

なお、事業の計画の策定等に当たっては、本指針に基づくほか、各種の景観形成に関するマニュアル等の活用にも配慮するものとします。

- (4) 地域の特性の把握に努めるとともに、住民の意向を反映させるよう配慮すること。

この指針は、地域特性の重視をうたっているものの、それぞれの地域特性の内容は示していません。このため、実際の公共事業等の実施に当たっては、地域特性の把握に努めるとともに、住民の意向を反映させるよう配慮し、地域の住民に愛され、親しまれる公共施設づくりに努める必要があります。

岩手県景観計画 区域における重 点地域

岩手県景観計画区域における重点地域内及び景観行政団体市町村の同地域内における公共事業等の実施に当たっては、この指針に定めるもののほか、当該地域の景観形成基準及び景観行政団体市町村の同等基準等を遵守し、地域の特性に配慮しながら、施設の整備に努めるものとする。

3 共通指針

(1) 共通事項

①位置・規模

主要な視点場からの眺望景観及び良好な景観資産を阻害しないよう配慮するとともに、現地踏査による情報収集により、公共施設の規模・配置の工夫、設置を必要最小限とするなど、周辺の地形及び環境への調和に努めるものとする。

②形態・意匠

周辺景観に調和するよう、全体としてまとまりのある形態及び意匠に配慮するとともに、ランドマーク性のある構造物の場合は、見え方の変化や利用特性を考慮した形態及び意匠に努めるものとする。

③色彩

周辺の景観の色彩と調和し、地域にふさわしい色彩を基調とするとともに、アクセント色を導入する場合は構造物全体及び周辺景観と調和を欠かないような配色となるよう努めるものとする。

④素材・耐久性

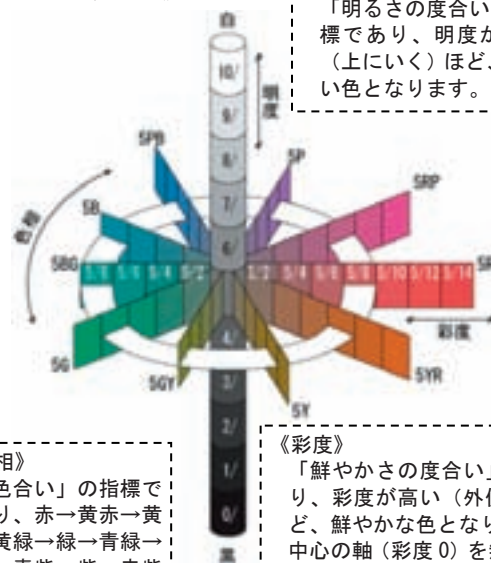
地域固有の歴史や文化の特性と調和するような素材の使用に配慮するとともに、維持管理が容易で経年変化によるエイジング効果が期待でき、補修や交換に耐えられる材料、耐久性を備えた素材を用いるよう努めるものとする。

(参考) 色彩の考え方

1 色の表示

JIS Z 8721（三属性による色の表示方法）による色の表示方法が最も一般的に用いられています。これは、表面色を色知覚の三属性（色相：色合い、明度：明るさ、彩度：鮮やかさ）によって表示するもので、これの基本となっているものが「マンセル表色法」です。

《マンセル表色法》



《明度》
「明るさの度合い」の指標であり、明度が高い（上にいく）ほど、明るい色となります。

《色相》
「色合い」の指標であり、赤→黄赤→黄→黄緑→緑→青緑→青→青紫→紫→赤紫の10色相が基本となります。

《彩度》
「鮮やかさの度合い」の指標であり、彩度が高い（外側にいく）ほど、鮮やかな色となります。中心の軸（彩度0）を無彩色といいます。「色相」によって最高彩度が異なります。



	5 R	5	/	14
	色相	明度		彩度

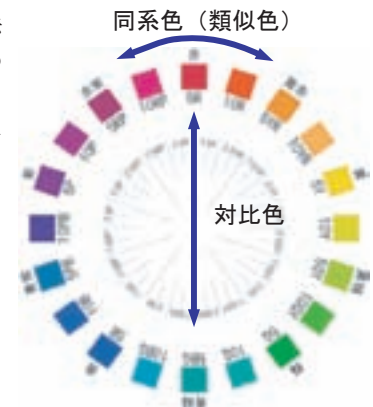
色を「色相 明度/彩度」の数値で表します。この場合、「5アール5の14」と読みます。

2 建築物等の色彩のポイント

- ・一般的には、周辺の彩度より低くすることによって調和が得られやすいといえます。
- ・自然景観との調和を考える場合、自然物の彩度は概ね6程度以下であることから、建築物等の色彩の彩度を5程度以下とすると周辺景観との調和が得られやすいといえます。

3 色彩の調和のポイント

- ・同系色(類似色)で調和させる方法と、対比色で調和させる方法とに大別され、それぞれ色相の調和、明度と彩度の調和、色調(トーン)の調和を考えることが基本となります。
- ・自然景観が良好な場所にあつては、同系色で調和させる方法を採用する手法が多くとられます。



4 色彩の調和のポイント

①自然景観色に配慮する

- ・人工物の色彩は自然物の色彩の鮮やかさを超えないことを基本とする。

②地域に蓄積された色彩を活かす

- ・地域で伝統的に使われてきた色彩・配色・素材を活用する。

③カラーイメージを活かす

- ・まちづくりのコンセプトと整合性のある色彩を選ぶ。

④素材の色を生かし、形態・素材に合った色使いをする

- ・素材の色、特徴をなるべく生かし、装飾過多な色彩の使用は避ける。
- ・形態を無視した色分けをしない。

(参考) 岩手県景観計画・一般地域：景観形成基準（色彩関係抜粋）

～岩手県景観計画区域以外は、各景観計画の景観形成基準に基づき対応すること

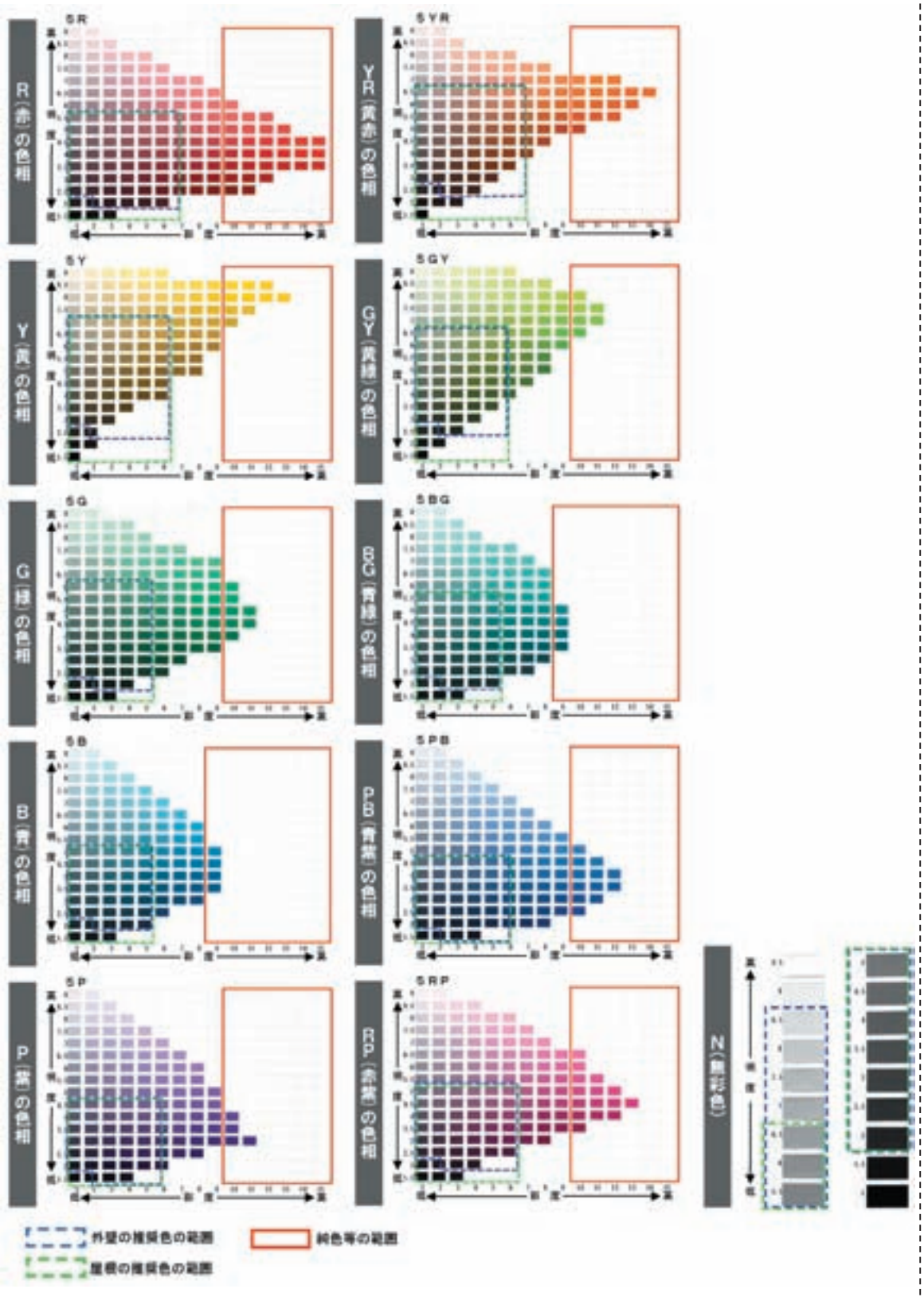
行為類型	規制の視点	自然景観地区	農山漁村景観地区	市街地景観計画地区
建築物	推奨色	屋根及び外壁等は、純色等(*1)は用いず、原則として推奨色(*2)を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。屋根及び外壁等は、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。		
	避けるべき色の範囲	やむを得ず純色等を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積(*3)の15%以内とすること。	やむを得ず純色等を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の20%以内とすること。	やむを得ず純色等を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の25%以内とすること。
工作物	推奨色	純色等は用いず、周辺の景観と調和するよう努めること。(自動販売機を除く)		

(*1)純色等：マンセル表色系(J I S Z 8721)において、各色相の最も彩度の高い色及び彩度10度以上の色をいう。

(*2)推奨色：マンセル表色系(J I S Z 8721)において、次頁の範囲の色をいう。

(*3)見付面積：建築物の屋根・外壁等、工作物の外装等の一面における垂直及び水平投影面積

5 純色等（避けるべき色）と推奨色



①	のり面
②	擁壁
③	防護柵
④	標識 公共広告物
⑤	照明施設
⑥	線の 保全と緑化
⑦	駐車場
⑧	展望広場
⑨	残地処理
⑩	維持管理
⑪	占用行為 への指導
⑫	人にやさしい 施設の整備

(2) 個別事項

①のり面

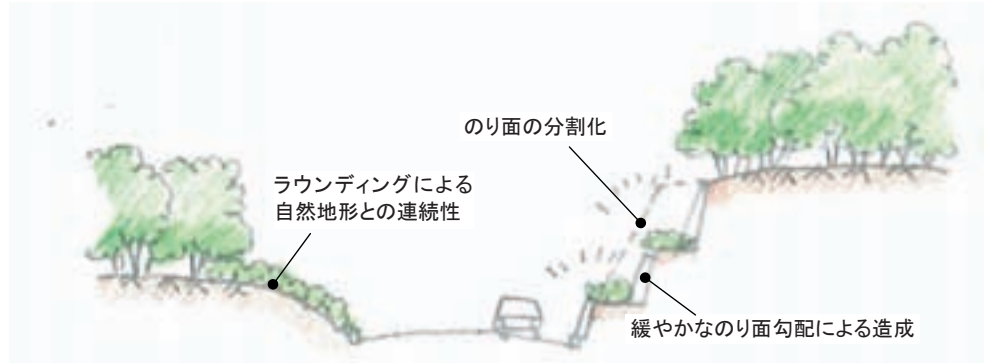
ア のり面と自然地形との滑らかな擦り付けによる連続性と自然復元の可能性を検討したうえで、できる限り周囲の地形に応じた構造及び形態とし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

- 地形に応じたのり面の構造及び形態とすることにより、周囲の地形と馴染ませる工夫をし、周辺の景観と調和させるよう配慮する。
- できる限り緑化可能な緩やかな勾配の採用に努める。

工夫ポイント

- 経費等を含めた総合的な検討をしたうえで、のり面と自然地形との連続性を確保するためのラウンディング、元谷造成、グレーディング等のアースデザインによる工夫をする。
- コンクリート処理が必要な場合は、経費等を含めた総合的な検討をしたうえで、フレームの縦枠に比べて横枠の存在感を弱める造形的配慮や間詰めの緑化などを検討する。



○ 長大な擁壁を分割するとともに、植栽と組み合わせることで圧迫感を軽減している。(神奈川県小田原市)

イ 原則として周辺の植生と調和した緑化に努めるものとする。

配慮事項

- 草本類又は木本類の種類、植栽工法の工夫により、周辺の植生に配慮した緑化に努める。

工夫ポイント

- 潜在的に生物資源を包蔵している表土を保全し、植栽基盤への活用を検討する。
- 現地で発生した表土や樹木チップ混合材の吹付緑化工法等により、地域の生態系の復元を検討する。

②擁壁

構造、形態、意匠、素材等の工夫、緑化や表面処理等により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

- 安全性や機能性の確保に支障のない範囲で、できる限り低い構造、形態とし、圧迫感や威圧感、周囲の景観との違和感の軽減に努める。
- 表面処理の工夫や経年変化により周辺の景観と馴染むような意匠、素材等の活用に努める。
- 必要に応じて、つる性植物による緑化や擁壁の前面に植栽スペースを確保する等、できる限り緑化による修景に努める。

工夫ポイント

- 基本的に、シンプルで目立たないものとする。
- 自然石の活用、縦スリットを基本とした陰影を付与するコンクリートの表面処理、表面の輝度を下げたためのチッピングなどの工夫をする。
- 石や木に擬することや、絵やレリーフなどをつけないことが肝要である。

(参考) 表面処理の手法

処理手法	概要	景観的特徴	備考	
打ち放し	目地	型枠を用いて、縦目地、横目地等の化粧目地を作る。	目地による明暗のコントラストが幾何学的立模様の変化や楽しさを生み出す。	
	はつり	コンクリートの表面を人力又は機械によってかき込んで変化をつける。	自然素材感のある荒削りで力強いイメージを演出できる。	コストがかかる
	洗い出し	コンクリートの表面を水等で洗い流して骨材を露出させる。	使用する骨材によっては、最も滑らかで柔らかみのある表面処理ができる。	比較的成本がかかる
	その他	特殊な型枠を用いて、コンクリート表面に木目、自然石模様等を浮き出させる。	自然石積風のイメージが最も演出できる。	
貼り	コンクリート表面に石材、タイル等を貼り込む。	タイルによる上品な仕上げ、石材による石積風の重厚なイメージを演出できる。	コストがかかる	
塗装	一般塗装や樹脂等をコンクリートに吹き付け、場合によっては更にローラー、コテ等で変化をつける。	着色の他に仕上げ方法によっては、建築物の壁面同様、バラエティに富んだ仕上げができる。		



○擁壁に植栽を組み込み、やわらかいイメージとしている。(神奈川県横浜市・MM21地区)



○石積み擁壁が残る昔ながらの町並みが残されている。(岩手県大船渡市)

③防護さく

形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、周辺の景観と調和するよう配慮するものとする。

配慮事項

- 【形状・意匠】安全性に支障のない範囲で、シンプルなデザインに努め、周辺への眺望を確保する必要がある場合は、透過性の高いデザインにも配慮するものとする。
- 【素材・色彩】良好な自然の景観や歴史的な風致を有する地区等においては、自然素材の活用や低彩度の色彩とする等、周辺の景観との調和に配慮する。ただし、汎用性が高く、補修の容易性について十分考慮したものとする。
- 【代替可能性】代替策も含め防護さくの必要性を検討したうえで、近接する他の施設との調和にも配慮するものとする。
- 【人との親和性】歩行者利用がある場合は、歩行者の安全が確保される形状を基本とし、人との親和性に配慮するものとする。

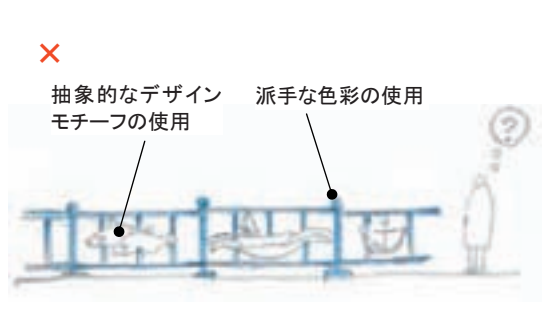
工夫ポイント

【形状・意匠】

- 道路方向に伸びるビーム等を滑らかに連続させ、支柱間隔を等間隔にする。
- 防護さく自体が周辺環境の中で主張し過ぎないように、絵を描かない、レリーフ等をつけない。
- 周辺への眺望を確保する必要がある場合には、透過性の高い防護さくの形式とする。
- コンクリート製の壁型剛性防護さくの場合には、コンクリート壁面の存在感を低減させる工夫をする。
 - ・上部に金属製のトップレールを付加したものとし、コンクリート壁面の高さを抑える。
 - ・コンクリート壁面の輝度を低減させる。
- 景観の基調が同一の場合には、同一種類（形状、色）の防護さくを用い、防護さくの種別が異なる場合でも、極力構造的統一感を持たせる。



○全体的に控えめで落ち着いたデザインでまとめられている。(神奈川県秦野市・水無川)

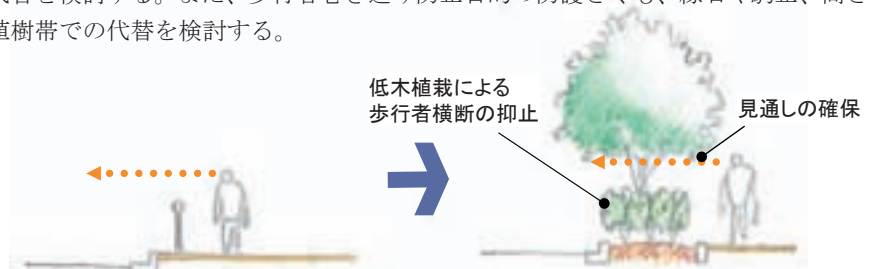


【素材・色彩】

- 材質を工夫する。(木材等の手触り感に優れる材質も考えられる。ただし、表面の平滑さの保持、過度な大きさ、重量感を与えないように配慮が必要)
- 鋼製防護さくについては、周辺景観の中で防護さくが必要以上に目立たない塗装色を選択することを原則とする。

【代替可能性】

- 歩道幅員が広い場合は、横断防止さくではなく、歩行者横断を物理的に防止可能な植樹帯での代替を検討する。また、歩行者巻き込み防止目的の防護さくも、縁石や駒止、高さの低い植樹帯での代替を検討する。



【人との親和性】

□防護さくの歩道側の面を歩行者にとって表側の面として感じさせる。

【維持管理・その他】

□維持管理の容易性を考慮して、防護さくを選定する。

□視線誘導標の設置により周囲の景観を阻害する場合には、防護さくの支柱に反射シートを巻き付け、視線誘導機能を確保する。

□整備時期のずれにも対応して、近接して設置される他の道路附属物等との色彩調和を検討する。

□暫定供用時の防護さくについて、仮設用として適切な機能を有し、かつ景観に配慮した施設を検討する。

(参照) Ⅲ資料編 4 国等の景観形成ガイドライン等一覧

※「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省道路局：H16.3）

※「道路設計上の今後の留意事項について（通知・県土整備部道路建設課・道路環境課：H19.3.27）

④ 標識・公共広告物

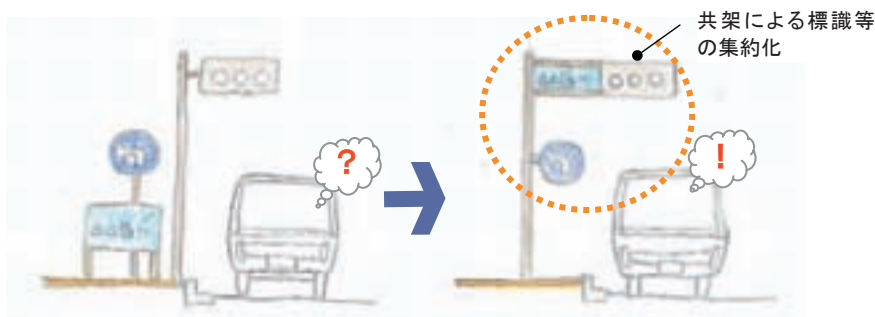
ア 配置、設置数を考慮したうえで、情報を整理統合し、できる限り少ない掲出で分かりやすい情報の提供により、景観上の煩雑さの軽減に努めるものとする。

配慮事項

- 情報を整理統合し、設置数を必要最小限にとどめるとともに、分かりやすい情報の提供に努める。
- 複数の標識・公共広告物類については、できる限り共架、共存を進め、設置数の削減に努める。

工夫ポイント

- 各道路管理者及びその他の管理者で、情報の整理統合及び共架を検討し、また、整備時期が異なる場合は追加設置を考慮した整備を検討する。
- できるかぎり形態、意匠、高さ等を統一し、共架等による集約化を検討する。



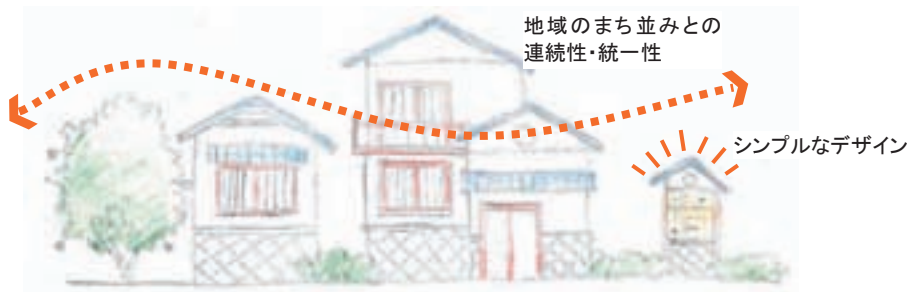
イ 形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

- 情報伝達機能や構造上の安全性の確保に支障のない範囲で、できる限りシンプルなデザインに努める。
- 地域の特性や周辺の景観との調和に配慮するとともに、標識・公共広告物類の機能に応じて、デザインの連続性、統一性に努める。
- 標識・サイン類相互の調和及び他のストリートファニチャー類との調和に配慮する。

工夫ポイント

- 視点と視対象を考慮した配置とし、標識柱及び標識板の裏面の色彩について、周辺景観との調和を検討する。
- 公共広告物は過剰な広告や周辺景観から浮き立つ広告を避け、普遍的なデザインを検討する。



⑤照明施設

周辺の諸施設の位置関係を考慮して配置検討し、地域の特性及び周辺の景観と調和した形態、意匠、素材、色彩等とするよう努めるものとする。

配慮事項

- 照明施設は、落ちついたデザインとし、周辺の景観との調和や地域の特性を生かしたものとすよう配慮する。
- ライトアップ等の光による演出を行う場合は、過度な光源の色彩や照度によって、対象物そのものや周辺の景観を阻害しないよう配慮する。
- 近接する他の施設との調和にも配慮するものとし、汎用性が高く、補修の容易性について十分考慮したものとす。

工夫ポイント

- 照明柱、信号柱等との集約化やデザインの統一性の確保を検討する。
- 近接設置される防護さく、標識柱等とのデザインの統一性の確保を検討する。
- 汎用性が高く、点検・補修が容易な構造、素材の使用など、維持管理を考慮する。



○橋脚部への控えめな照明により、幻想的な夜間景観を創出している。(京都府京都市・渡月橋)



○柔らかな光の間接照明により、趣のある歴史的建造物のライトアップを施している。(東京都千代田区・東京駅)

⑥緑の保全と緑化

ア 良好な景観を形成している既存樹林、樹木等については、できる限り現況保存、移植活用、表土の活用に努めるものとする。

配慮事項

■良好な景観を形成している樹木や地域で親しまれている樹木は、その保存に努めるとともに、移植が必要なものは、その周辺に移植し、修景に活用するよう配慮する。

工夫ポイント

- 既存樹林・樹木等の現況保存を検討する。
- 景観的効果が大きい大径木については移植活用を考え、また大径木でなくとも、資源保全の意味合いから、移植などを検討する。(樹幹を根本で伐り取った根株の移植も含む)
- 潜在的に生物資源を包蔵している表土の植栽基盤への活用を検討する。



イ 植栽に当たっては、自然の植生、周辺の樹木等との調和、地域の特性等に配慮するものとする。

配慮事項

- 樹種の選定にあたっては、目的と対象地域に応じてその地域の植生や周辺の樹木の樹形、配置、色彩を考慮したものとし、景観的な連続性や調和が図られるよう配慮する。
- 地域の特色を生かした樹種や花木、草花等の植栽により、地域性や季節感の演出に努める。また、香りのする花木や草花、鳥等の集まる実のなる樹種の選定についても考慮する。

工夫ポイント

- 自然が背景にあるような公共空間では、地域景観になじむ、自生種ないし定着種の選定を検討する。
- 樹種特性と道路条件を把握し、対象箇所に最も相応しい植栽効果が発揮される種の選定を検討する。
- 四季の変化や生長による変化など、時間的な景観変化も考慮する。
- 植栽を行うことにより、景観を阻害する人工物の遮蔽も検討する。



⑦ 駐車場

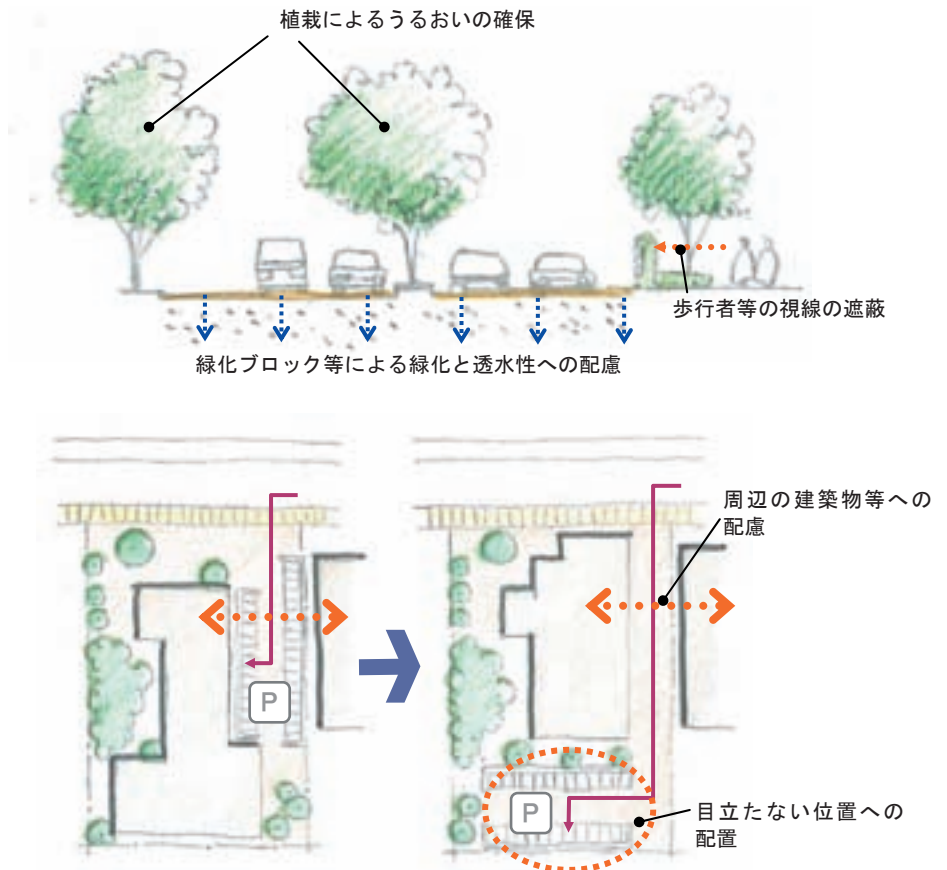
位置、構造、形態等の工夫及び緑化により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

- 駐車場は、単調な空間をつくりだし周辺の景観との不調和を招きやすいことから、周囲の地形、建築物等の配置等を考慮しながら、できる限り目立たない位置への配置に努める。
- 駐車場の外周部については、樹木を植栽したり、生け垣を配したり、ネットフェンスにつる植物を絡ませる等緑化に努めるとともに、場内についてもできる限り植栽帯の確保に努める。
- 立体駐車場は、位置、形態、意匠、色彩等を工夫し、周辺の景観との調和に配慮する。
- 良好な自然の景観や歴史的な風致を有する地区にあつては、できる限り立体駐車場の設置を避けるよう努める。



○大規模な駐車場を分割し、植栽を施すことで、周辺に調和した美しい駐車場となっている。(栃木県日光市)



⑧展望広場

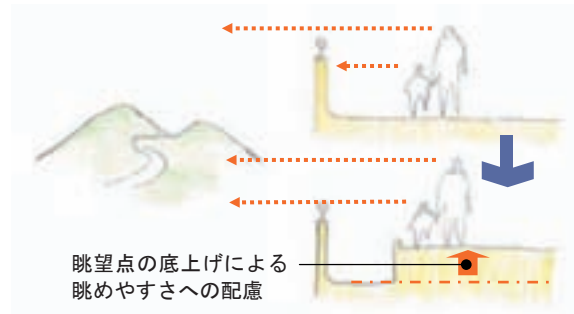
展望広場の設置に当たっては、周辺の景観との調和に努めるものとする。

配慮
事項

- 優れた眺望を提供できるよう設置場所を工夫するとともに、色彩、素材等の工夫や緑化により周辺の景観と調和した修景に努める。

工夫
ポイント

- 展望場所に転落防止さくを設置する場合、眺望点を底上げするなど、景観資源が眺めやすくなるように検討する。



⑨残地処理

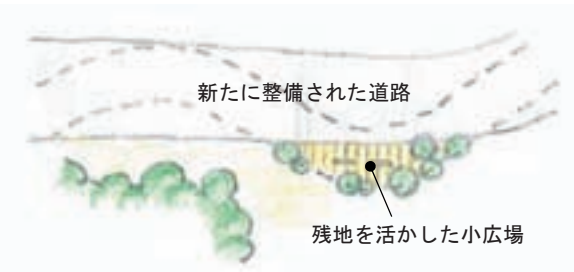
道路整備、造成等によって生じた残地については、緑化等による周辺の景観との調和に努めるものとする。

配慮
事項

- 道路整備、造成等によって生じた残地は、緑地や小広場として周辺の景観と調和した修景に努める。

工夫
ポイント

- 既存樹木の移植、表土の移植により、植栽基盤への活用を検討する。
- 電線等の地中化に伴う地上機器（トランス）等を設置する場合も、緑による修景や囲障等による修景を検討する。



⑩維持管理

維持管理の容易な構造、形態等に配慮するとともに、良好な景観を維持するよう、適切な管理、修繕及び補修に努めるものとする。

配慮
事項

- 適切な維持管理体制のもと、計画的な管理、修繕及び補修に努める。
- 地域の自主的な維持管理活動の育成・支援に努める。

工夫
ポイント

- 道路附属物等の維持補修において、当初設計と異なる仕様やデザインのものを使用しない。
- 歩道のタイルの交換等で、既存のものと全く違う材料で補修（アスファルトによるパッチング等）しない。
- 小さいカーブの内側に管理段階で補植して見通しを悪くしない。
- 眺望に配慮し、切土のラウンディング等を施したところに植栽を加えない。



○アスファルトによる補修部分が景観を損ねている。

⑪ 占用行為への指導

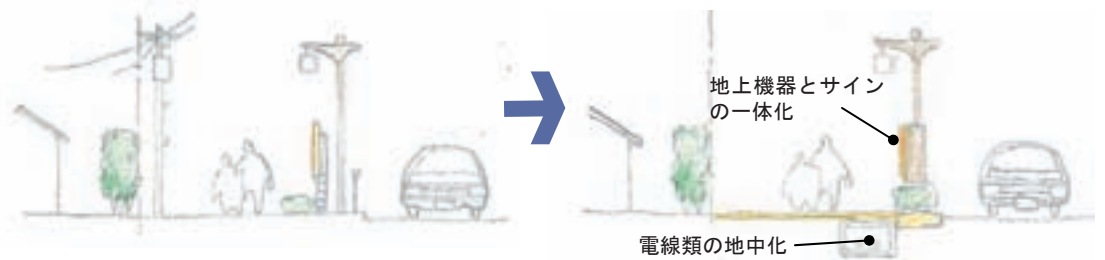
公共用地における占用行為については、集合化、植栽修景、色彩配慮等により、周辺の景観との調和に配慮するよう指導に努めるものとする。

配慮事項

- 道路敷地その他の公共用地における工作物等の占用行為については、周辺の景観と調和するよう指導に努める。
- 電柱類は、良好な景観を損なわないよう、その位置について指導するとともに、関連事業者との連携により電線類の計画的な地中化の推進に努める。
- サイン類については、できる限り整理統合により設置数を削減するよう指導に努める。

工夫ポイント

- 無電柱化による地上機器の設置にあたっては、周辺の景観に調和した意匠、色彩を検討し、設置箇所については、歩道の植樹帯の中や、小公園等の公共空間への集約、民地へ設置等を検討する。
- 照明柱、信号柱等との集約化やデザインの統一性の確保を検討する。



⑫ 人にやさしい施設の整備

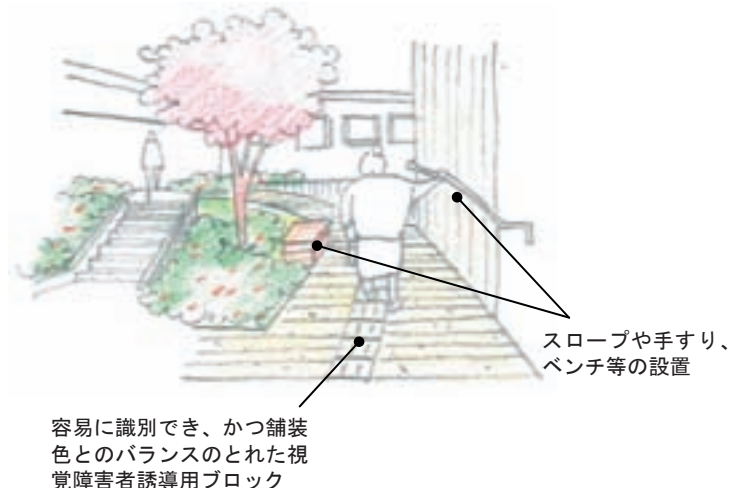
公共施設については、人にやさしい施設の整備に心がけるものとし、とりわけ、高齢者、障害者等への安全性、快適性に配慮するものとする。

配慮事項

- 「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、スロープや手すり、ベンチ、わかりやすい標識類を設置するなど、利用者に安全で快適な空間を提供するよう配慮する。
- 景観を単に視覚的なものとしてとらえるのではなく、川のせせらぎや鳥のさえずり等の音、木や石等の素材の感触、季節の花木による香り等、五感に配慮した景観形成に努める。

工夫ポイント

- 歩道空間全体として、街路樹や舗装パターン等による視線誘導を含め、通行しやすいデザインを検討する。
- 視覚障害者誘導用ブロックとその周りの舗装材との色彩バランスは、ブロックを容易に識別できるものとしながら、そのまわりの色彩との関係を利用者を交えて検討する。
- 音声案内等の支援システムを歩道空間に設置する場合には、他の施設との共柱化を検討する。



4 施設別指針

(1) 道路

①道路

道路の特性に基づく景観の一貫性を保持し、公共空間として洗練された道路景観の創出に努めるものとする。

配慮事項

- 自然の景観が良好な地域にあつては、その良好な景観との調和に配慮する。
- 歴史的風致を有する地区にあつては、その歴史的特性に配慮した落ち着いたデザインとし、周辺の景観との調和に配慮する。
- 市街地にあつては、商業地、住宅地といった沿道地域の特性を生かし、沿道と一体となった景観形成を図り、地域に親しまれる道路景観の創出に努める。

工夫ポイント

- 舗装に彩色する場合は、低彩度の自然色とする。また、地域特性を考慮する場合は、周辺環境に調和した意匠、形態となるよう素材、色調を検討する。
- 暫定供用予定で設計する際は、構造的・景観的に将来計画を想定して検討する。



②歩道・自転車道・遊歩道

ア 歩道等は、シンプルで利用しやすい空間となるよう努めるものとする。
イ 路面は、安全な歩行及び走行を確保しながら、素材、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

- 歩道や自転車道は、歩きやすさや快適な走行性が得られる舗装材の中から、地域の特性や道路のイメージにふさわしい素材、色彩を用いるよう配慮する。
- 点字ブロックの設置に当たっては、利用者の認識性、安全性に配慮しながら、景観的に不調和とならないよう整然とした設置に努める。

工夫ポイント

- 舗装に彩色する場合は、自然色に近いものとし、素材は維持管理がしやすいものとする。また、地域特性を考慮する場合は、周辺環境に調和した意匠、形態となるよう素材、色調を検討する。ただし、過剰な演出（安易な模様貼りなど）とならないように留意する。

ウ 路上施設は、相互に調和が感じられる形態、色彩に配慮するものとする。

配慮事項

- 歩道等に沿って、必要に応じてベンチ等を配置した小広場を設ける等、利用者が快適に歩行・休憩できる空間を確保するよう努める。

工夫ポイント

- 歩行を妨げるような工作物などの設置は基本的に行わない。
- 歩行の妨げにならない場合でも、地域や道路に必然性のある特別なものを除き、モニュメント等のデザイン工作物の設置は控えることが望ましい。
- バス停留所のような滞留空間では、必要に応じて上屋やベンチなどの設置も検討し、動線と錯綜しない居心地の良い空間を検討する。

①	のり面
②	擁壁
③	防護柵
④	標識 公共広告物
⑤	照明施設
⑥	線の 保全と緑化
⑦	駐車場
⑧	展望広場
⑨	残地処理
⑩	維持管理
⑪	占用行為 への指導
⑫	人にやさしい 施設の整備
施設別指針	
(1)	道路
(2)	橋りょう
(3)	河川・水路
(4)	ダム
(5)	砂防・治山
(6)	港湾・漁港
(7)	海岸
(8)	空港
(9)	公園・広場
(10)	上下水道
(11)	公共建築物
(12)	用地造成

③トンネル

ア トンネル坑口部は、地形の改変を最小限に抑え、形態、意匠等の工夫及び緑化により、走行上の違和感の軽減を図るとともに、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

■トンネルの出入口は、走行上の違和感を与えないよう周辺の景観と調和した坑円形式の採用や壁面処理の工夫、緑化に努める。

工夫ポイント

- 地形の改変を最小限に抑え、植生復元が可能な形式・工法を検討する。
- 坑口周辺のそで擁壁も一体的に検討する。
- 換気塔や電気室などの周辺施設を設置する場合は、坑口周辺が煩雑な景観にならないように検討する。
- 坑口部の形式は、景観上、人工物の露出が少ない突出型が望ましいが、抑え盛土は周辺地形に摺りつくように地形に倣った造成を検討する。
- 坑口部の形式が、面壁型の場合は壁面をできるだけ小さくシンメトリーな形状とし、坑口部を大きく見せる工夫を検討する。
- 地域の特産等を面壁にデザインしたり、書割のように坑口を形どったりするデザインは避ける。



○出入口周辺を緑化し、周囲の緑との調和を図っている。(富山県立山町・千垣トンネル)



○自然石風の仕上げにより、周囲の自然景観との違和感を軽減している。(富山県黒部市・大原トンネル)

イ トンネル内は、圧迫感の無い景観となるよう努めるものとする。

配慮事項

■内部空間の設計は、照明、換気など設備設計と一体的に検討し、広く明るく見せるように努める。

工夫ポイント

□連続した照明と明るい側壁によるシンプルなデザインを検討し、前方の視認性の快適さを考慮する。

④交差点

交差点における信号機柱、標識類、照明施設等については、交通上の安全性を確保しながら、できる限り整理統合し、煩雑さの軽減に努めるとともに、意匠、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

- 整理統合、共架等の工夫により、景観的な煩雑さの軽減を図る。
- シンプルな意匠、低彩度の色彩を用いるとともに、意匠、色彩等の統一により周辺の景観との調和に配慮する。

工夫ポイント

□景観的に重要な樹木等の景観資源がある場合には、歩道内やアイランド内、ロータリー中央での保存等があるが、見通しの障害に十分留意して検討する。

⑤ 高架橋

構造、形態、意匠、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するとともに、高架下空間の修景に努めるものとする。

配慮事項

- 構造、形態、意匠、色彩等を工夫し、景観の分断や単調感、威圧感等の軽減に努める。
- 桁裏や配水管の処理方法、附属物の取付け方法等を工夫し、桁下空間への景観的な配慮に努める。
- 高架下についてはできる限り緑化等による修景に配慮するとともに、必要に応じて公園、広場として快適な空間の創出に努める。

工夫ポイント

- 桁や遮音壁等の形態イメージを統一し、橋軸方向の見られ方を意識して橋脚形状を統一するように検討する。
- 壁高欄を含む構造高さを低く抑えることを検討する。
- 遮音壁や配水管処理等の附属物のディテールデザインに注意して検討する。



○遮音壁に曲線を用いるとともに、高架下に植栽を施し、圧迫感を軽減している。(神奈川県秦野市・東名高速道路)



○モノレールの高架下に花木を植栽し、うるおいを創出している。(東京都立川市・多摩モノレール)

⑥ 歩道橋・ペDESTリアンデッキ

構造、形態、意匠、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するとともに、快適で親しみのある歩行者空間の創出に努めるものとする。

配慮事項

- 形態、意匠及び色彩は、隣接する構造物との調和を図るなど、周辺の景観との調和に配慮する。
- 高欄、手すり、舗装等のデザインを工夫するとともに、必要に応じて緑化等による修景を行い、快適な歩行者空間の創出に努める。
- 桁裏や配水管の処理方法、附属物の取付け骨法を工夫し、桁下空間への景観的な配慮に努める。

工夫ポイント

- 階段などの昇降施設の配置に留意し、歩道の残存幅員を十分確保する。
- 構造物本体をスレンダーな形態とすることと、ゆがんだ印象を与えないように、できるだけ道路中心に対して直角で水平の配置、形態を検討する。
- 高欄、落下防止さく、排水管等の附属物の影響に注意して検討する。



○高欄に地域の産業である鋳物を用いて、特徴あるデザインを施している。(埼玉県川口市・JR川口駅前)



○ガラスと植栽を組み合わせ、ボリューム感を軽減している。(神奈川県茅ヶ崎市・JR茅ヶ崎駅前)

施設別指針

(1)	道路
(2)	橋りょう
(3)	河川・水路
(4)	ダム
(5)	砂防・治山
(6)	港湾・漁港
(7)	海岸
(8)	空港
(9)	公園・広場
(10)	上下水道
(11)	公共建築物
(12)	用地造成

⑦道路付属物 ・ 占用物等

ア 道路付属物の設置に当たっては、形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

- 信号機、道路標識等は、安全上支障のない範囲で、整理統合や共架等を図るなど煩雑にならないよう配慮する。
- 防護さくや駒止め、照明施設等は、舗装やストリートファニチャー等との調和に配慮する。

工夫ポイント

- 照明柱、信号柱等との集約化やデザインの統一性の確保を図る。

イ 道路占用物等の設置に当たっては、位置、規模、形態等の工夫により、快適な道路空間の確保に努めるものとする。

配慮事項

- 電柱、公共サイン等の道路占用物は、歩道空間を狭めないように位置、規模、形態等を工夫し、道路空間の快適性を高めるよう配慮する。
- 電話ボックス、彫刻、モニュメント等のストリートファニチャーは、過度な装飾とならないように努め、周辺の景観との調和に配慮する。

工夫ポイント

- 電線地中化により地上に残されるトランス等の形状、設置位置について、植込みとの組み合わせ等、歩道植栽帯と一体で配置等を検討する。また、沿道のわずかな未利用空地を利用して機器等の設置を検討する。



○ストリートファニチャーを鋳物で統一し、通りの一体感を創出している。(埼玉県川口市・JR川口駅前)



○歩道の広がった、歩行者の邪魔にならない部分に案内サインを設置している。(千葉県成田市・市役所通り)

⑧道路緑化

交通上の安全性を確保しながら、緑化に努めるとともに、地域の特性及び周辺の景観と調和した樹種等の選定に努めるものとする。

配慮事項

- できる限り街路樹による緑化に努めるとともに、道路の連続性に応じて樹種及び植栽方法を統一し、まとまりのある道路景観の創出に努める。
- 安全で円滑な交通機能を確認しながら、中央分離帯や交通島の緑化に努め、快適な道路景観の形成に努める。
- 既存の樹木の活用に配慮するとともに、地域性、季節感に配慮した樹木、花木、草花による緑化に努める。

工夫ポイント

- 交差点部や駐車場の出入り口部などに中木の植栽を行う際は、歩行者と自動車（運転者）相互の視認性を保つよう、注意して使用する。
- 植栽基盤の形状については、帯状の連続するものが望ましい。
- 潜在的に生物資源を包蔵している表土の保全、活用を検討する。



○四季の変化が楽しめる道路植栽が施されている。（東京都国立市・大学通り）



○高木の元に草花を植栽し、住宅地の歩道空間にうおいをもたせている。（千葉県我孫子市）



○幅広い分離帯を設け、直線的な道路に変化をもたせている。（東京都練馬区・光が丘団地）

施設別指針

(1)	道路
(2)	橋りょう
(3)	河川・水路
(4)	ダム
(5)	砂防・治山
(6)	港湾・漁港
(7)	海岸
(8)	空港
(9)	公園・広場
(10)	上下水道
(11)	公共建築物
(12)	用地造成

⑨交通広場等

交通上の安全性を確保しながら、地域の玄関口にふさわしい快適な広場空間を創出するよう努めるものとする。

配慮事項

- 歩行者と車の動線の区分、スムーズな動線の確保など安全性と分かりやすさに配慮する。
- 地域の玄関口として、地域の歴史的、文化的特性を生かした修景により、快適な広場空間の創出に努める。
- 地域の特性を印象づけるようなシンボリックな樹木、季節感に配慮した花木、草花による緑化に努める。

工夫ポイント

- 駐車場、園地、その他施設の各事業者・管理者で統一性や一体性を考慮した整備検討をする。
- 僅少または平坦地以外の園地では、地形に倣った造成を行い、場合によっては、周辺地形と連続する築山を設けて園地空間に変化をつけることも検討する。



○ケヤキの大木を駅前広場の中央に配置し、シンボリックな空間となっている。(東京都昭島市・JR昭島駅前)



○彩り豊かな花木を配し、玄関口にふさわしい憩いの空間を創出している。(東京都西東京市・西武田無駅前)

(2) 橋りょう

① 橋りょう本体

構造、形態、意匠、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するとともに、造形的な美しさの創出に努めるものとする。

配慮事項

- 架橋部の地形、規模等から地域のランドマークとなり得る橋は、プロポーション、連続性、リズム感、構造的明快さを考慮し、橋上を含めて橋りょうが優れた景観の対象となるように工夫する。また、必要に応じて橋上からの眺望を楽しめるように配慮する。
- 橋りょうの色彩は、橋りょう本体の美しさの創出や周辺の景観との調和を図る上で重要な要素であることから、背景となる景観に配慮したものとする。
- 河川公園等、橋下が利用される機会の多い橋は、桁裏の処理など細部のデザインに留意する。
- 併設して他の橋りょうが整備される場合は、架橋地点の景観や設計条件を踏まえ、デザイン的な調和に努める。

工夫ポイント

- 機能的・構造的必然性を重視し、過度な装飾を避けたシンプルなデザインを検討する。
- 連続構造の形式は、視覚的連続性の観点から、各部形状を基本的に滑らかに擦りつけるように検討する。
- 桁高が大きく異なる支間割りの場合、片方の桁を他方に擦りつけることで視覚的な連続性の確保を検討する。
- 橋台背後周辺等で大きな壁面が露出する擁壁などは、そのボリューム感を抑えるため、縦スリットの付加、壁面輝度を落とす、ハツリ仕上げ等の細部デザインも検討する。
- 桁橋の場合、橋りょうの最外面の地覆と高欄が形づくる最外の水平ライン（フェイスライン）は、橋台、ウィング、擁壁などを含め土工部まで連続されるように検討する。
- トラス橋の場合、リズム感、繊細さを強調し、煩雑な印象を与えやすいことに留意する。
- アーチ橋の場合、アーチ形態を安定してみせる工夫を検討する。
- 色彩選定にあたっては、低彩度、低明度の色を使うことが望ましく、白やグレーの無彩色や、アースカラーは周辺との馴染みが良い。
- 大型色見本を現地に用意し、周辺景観との関係を確認しながら色彩検討する。
- 黒っぽいこげ茶色等の暗くて濃い色は、周囲がやわらかく明るい色彩の場合等には、かえって目立つので注意が必要である。また、空、水面の色に合わせてという考え方も、自然の色と比べ違和感が生じる場合があるので注意が必要である。



○周囲の景観と調和した美しい構造を採用し、ランドマークとなっている。(富山県立山町・立山大橋)



○背後の緑と調和する低彩度、低明度の色彩を用いている。(富山県南砺市・桂湖)



○山地景観において、リズム感のあるアーチを基調とした形態が施されている。(二戸市・東北新幹線高架橋)

施設別指針

(1)	道路
(2)	橋りょう
(3)	河川・水路
(4)	ダム
(5)	砂防・治山
(6)	港湾・漁港
(7)	海岸
(8)	空港
(9)	公園・広場
(10)	上下水道
(11)	公共建築物
(12)	用地造成

②親柱、高欄及び照明施設

橋りょう本体との調和を図るとともに、形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

- 親柱、高欄及び照明施設は、道路の機能や周辺の景観との調和、橋上空間の調和やまとまりに配慮し、個々のデザインの設計思想の統一に努める。
- 親柱は、地域の歴史性、文化性を生かしたデザインに努め、一方で、地域性、シンボル性の表現として、安易なデザインとしないよう配慮する。
- 高欄は、橋上の歩道が閉鎖的な空間とならないよう、また、歩行者が手に触れて親しみが持てるように、高さ、形状、素材について配慮する。
- 照明施設は、橋りょう本体、親柱、高欄等と調和したデザインに努める。
- 架け替えや改修に当たっては、地域に馴染みのあるデザインとし、古くから親しまれている親柱の保存やその形態、由来を受け継いだデザインとするなどの配慮をする。

工夫ポイント

- 橋上の植栽は、環境的にも景観的にも不自然なので、原則として植栽を設けず、すっきりさせる。
- 水平方向の連続性を遮断する照明、標識装置等の垂直方向要素は、配置を秩序正しく統合し、個々の形状を景観的に統一するよう検討する。



○コンクリート製の擬木高欄が、背後の緑に調和している。(東京都昭島市・玉川上水)



○石貼りの橋脚と木製の高欄等がまとまっており、自然地に違和感なくとけ込んでいる。(富山県南砺市)

③橋詰め

眺望や滞留を楽しむことができるような橋詰め部分には、できる限り空間を確保し、その修景に努めるものとする。

配慮事項

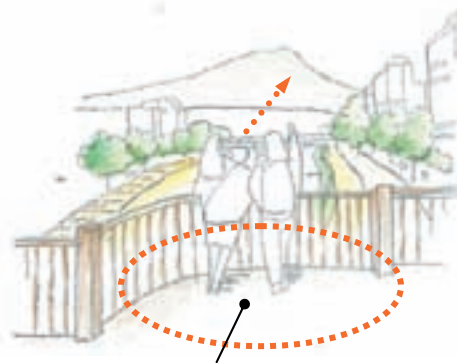
- 橋詰め部分は、できる限り歩行者空間にゆとりを持たせ、滞留や眺望を楽しむことができるような橋詰め広場として、緑化修景に努める。

工夫ポイント

- 良好な視点場となる場合は、眺望を阻害しないようシンプルなデザインとする。
- 空間に余裕がある場合は、通行の阻害とならない場所にベンチ等の設置を検討する。



○地域の歴史を伝える橋詰広場が整備されている。(富山県富山市・舟橋)



眺望を楽しむゆとりある橋詰空間

(3) 河川・水路

①河川

自然の営力により形成される河道法線、滯筋（瀬・淵等）、河床、水際等を極力尊重し、既存河床材料の活用、植生・表土の保全・移植等の工夫により、河川特有の多様な生態系の形成に配慮すると共に、周辺地形との連続性、空間的な広がりなど、周辺の景観及び自然環境との調和に配慮するものとする。

配慮事項

■河川景観を構成する基本的な要素は、不整形であるの対し、堤防・護岸等は規則性を持った形のため、構造物設計に当たっては、周辺の自然景観との違和感をなくし、目立たないものとなるよう、形状や明度、彩度、テクスチャーに配慮する。

工夫ポイント

- 現状の河道の平面形状や縦横断形状をなるべく改変しないようにする。
- 周辺の土地利用形態、周辺地形との連続性、瀬や淵等の河川の物理環境等、本来その河川が有している河川らしい環境について検討し、環境に与える影響を極力抑制するよう配慮する。
- 計画地やその近傍から入手できる木や石等、自然素材の活用を検討する。（現地発生の自然石の河床、護岸等への活用、現地植生の復元など。）
- 河畔林は、河川景観の特徴であるとともに生態系の中でも重要な機能を果たすことから、できるだけ保全することを検討する。
- 河床掘削する場合は、元々の流路、砂州等の河床形態にならば、もとの河床形態の復元に努める。
- 河川特有の多様な生態系の形成にあたっては、現地の植生を踏まえ、外来種の拡大防止に配慮する。



○水生生物への配慮が施された河床と保全された河畔林による自然豊かな河川が保たれている。（岩手県葛巻町・元町川）

施設別指針

- (1) 道路
- (2) 橋りょう
- (3) 河川・水路
- (4) ダム
- (5) 砂防・治山
- (6) 港湾・漁港
- (7) 海岸
- (8) 空港
- (9) 公園・広場
- (10) 上下水道
- (11) 公共建築物
- (12) 用地造成

②護岸、水路、水制

構造、形態、素材等の工夫及び緑化により、自然の生態系及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

- 形状や色彩等は、控えめなデザインを心掛け、周辺の景観と調和するよう配慮する。
- 治水、利水に支障のない範囲で、周囲の緑化や親水性の確保により、快適な水辺空間を創出するよう配慮する。
- できる限り自然石の使用や多自然工法を導入し、周辺の景観との調和や水辺の動植物の生息環境への配慮に努める。

工夫ポイント

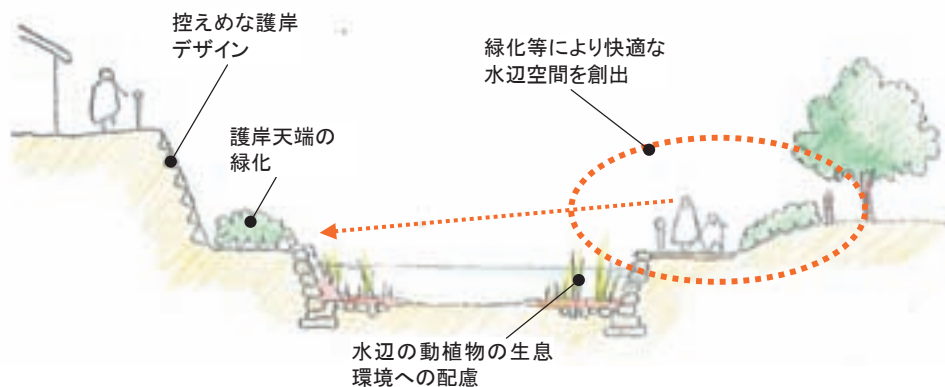
- ブロック等の人工素材を用いる場合には、その箇所の河道特性や景観的な特徴及び河川周辺の景観、遠景との調和に注意する。
- 控えめな護岸デザインを心がけ、構造物の印象を抑制する工夫をするなど、護岸が景観の主角とならないように検討する。
- 石積み護岸の場合、目地を深目地にしたり、護岸勾配を急にして法肩に緑地を設けるなど、表面の意匠、天端の処理等のその地域に相応しいものを検討する。
- 水制は、河川景観全体に与える影響を意識し、必要に応じて、水制自体の形状を水辺に近づきやすくデザインすることを検討する。



○石積み護岸により、構造物の印象を和らげている。(岩手県一関市・千厩川)



○緩勾配のブロック護岸や堤防が周辺の街並みや自然景観に調和している。(岩手県住田町・気仙川)



③樋門、落差工

構造、形態、素材等の工夫により、地域の特性、自然の生態系及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

- 樋門は、周辺の景観との調和に配慮しながら、造形的な美しさや地域に親しまれるデザインの工夫に努める。
- 落差工等の横断工作物は原則として採用しない計画とする。止むを得ず設置する場合には、その上流と下流とで川面の表情が大きく変化することから、多段式落差工を検討するなど、周辺の景観との調和に配慮しながら、河川景観の演出について工夫するとともに、魚類の遡上確保等により魚類等の生息環境に配慮する。

工夫ポイント

□河川全体の景観を考え、水門、樋門だけのデザインを行わず、できるだけ立体的な透視図で確認し、川の連続性、まとまりを考え設計検討する。



○落差工に自然石を用いて、生態系に配慮したデザインとしている。(岩手県葛巻町・元町川)

④堤防、高水敷

地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮した緑化に努めるとともに、親水性及び自然の生態系に配慮しながら良好な河川空間を創出するよう努めるものとする。

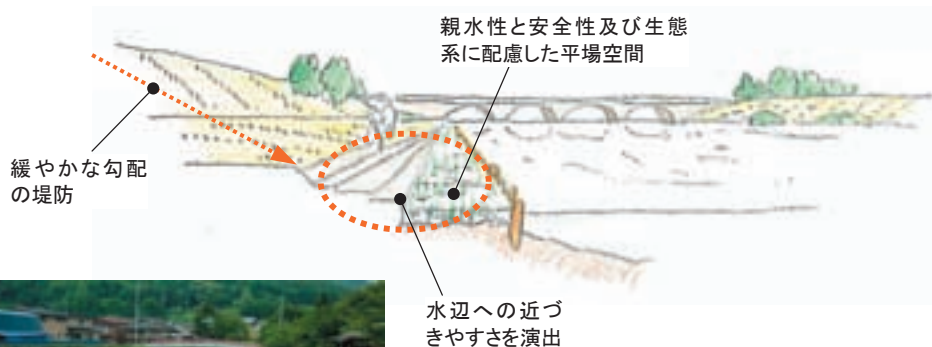
配慮事項

- 現況地形を踏まえ、水際から堤防にかけて全体的な空間の連続性を創出する。
- 河川の管理用通路は、歩行者空間としても利用できるよう配慮する。
- 高水敷については、親水性を確保し、緑化等により快適な水辺の創出に努める。

工夫ポイント

□堤防は、河床幅が十分広く確保できる場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、水辺に近づきやすくなるよう努める。

□都市部では、まちづくりと連携し、良好な水辺空間を形成するよう努める。



○堤防の緩傾斜化や階段の設置により、親水性の高い空間としている。(岩手県遠野市・小友川)

施設別指針

(1)	道路
(2)	橋りょう
(3)	河川・水路
(4)	ダム
(5)	砂防・治山
(6)	港湾・漁港
(7)	海岸
(8)	空港
(9)	公園・広場
(10)	上下水道
(11)	公共建築物
(12)	用地造成

⑤調整池等

緑化により周辺の景観との調和に配慮するとともに、必要に応じ親水空間の創出や憩いの場としての整備に努めるものとする。

配慮事項

- 周辺の景観や自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、動植物の生息環境の創出に配慮する。
- 人々に潤いや安らぎを提供する場として公園化に努める。

工夫ポイント

- フェンスで囲われた周辺市街地と隔絶された空間ではなく、住民が自由に出入りできるオープンな空間形成、歩行者や自転車等が自由通行できる交通路を検討する。
- 自然素材の導入、自然生態系に配慮した空間構成を検討する。

○明るく開放的な調整池の周囲は、市民の散歩コースとして親しまれている。(愛知県豊橋市・万場調整池)



(4) ダム

①ダム本体

構造、形態等の工夫により周辺の景観との調和に配慮するとともに、造形的な美しさの創出に努めるものとする。

配慮事項

■ダム本体は、巨大なランドマークとなることから、周辺の自然の景観との調和や構造的な特徴を生かしたデザインの工夫に努める。

工夫ポイント

□天端構造物を出来るだけ低く押さえ、重量感・安定感・簡潔感の創出を検討する。



○石を積み上げたロックフィルダムが壮大な自然景観と調和している。(群馬県みなかみ町・奈良俣ダム)

②ダム湖の周辺

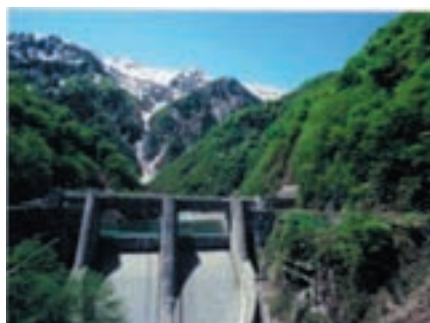
地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮した緑化に努めるとともに、必要に応じ憩いの場等としての整備に努めるものとする。

配慮事項

■ダム周辺の余裕地や関連施設の周囲等については、緑化による修景に努める。
■必要に応じて、人々に潤いと安らぎを提供する場として、レクリエーション施設、公園等の整備に努める。

工夫ポイント

□必要に応じて、住民が自由に出入りできるオープンな空間形成、歩行者や自転車等が自由通行できる交通路を検討する。
□自然素材の導入、自然生態系に配慮した空間構成を検討する。



○ダム周辺ののり面を緑化し、周辺の山々との違和感を少なくしている。(富山県黒部市・仙人谷ダム)



○眺望広場からダム放水のダイナミックな景観を眺望できる。(富山県黒部市・黒部ダム)

施設別指針

- (1) 道路
- (2) 橋りょう
- (3) 河川・水路
- (4) ダム
- (5) 砂防・治山
- (6) 港湾・漁港
- (7) 海岸
- (8) 空港
- (9) 公園・広場
- (10) 上下水道
- (11) 公共建築物
- (12) 用地造成

(5) 砂防・治山

①砂防・治山対策施設

構造、形態、素材等の工夫及び周囲の緑化により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

■構造、形態、素材等の工夫により周辺の自然景観との調和に努めるとともに、できる限り構造物の周囲やのり面の緑化に努める。

工夫ポイント

- 施設が複数の場合は、施設配置に規則性を持たせることでリズム感の演出を検討する。
- 地形の起伏を活かし、視点場から見える施設と背景のバランスを図る配置を検討する。
- 施設配置の工夫による樹木、岩を残存させるなどの景観資源の改変を回避・最小化する。
- 時間経過に伴う明度・彩度の低下が期待できる材料の使用を検討する。



○周辺の樹林を残し、石積みの仕上げとして、堰堤を背景にとけこませている。(富山県黒部市・宇奈月谷)

小規模な施設を複数基設置することによる自然環境への調和



②急傾斜地崩壊対策施設、雪崩対策施設

構造、形態、素材等の工夫及び緑化により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

■構造、形態、素材等の工夫により周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、できる限り緑化工法の併用に努める。

工夫ポイント

- 施設がほとんど地表に出ないなど、外観からは見えない工種を検討する。
- 樹木、岩を残存させるなど景観資源の改変を回避・最小化する工種、施設配置を検討する。

(6) 港湾・漁港

①防波堤、岸壁、護岸等

構造、形態、意匠、素材等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するとともに、必要に応じ親水空間の創出に努めるものとする。

配慮事項

- 周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、地域の特性を生かしたデザインの工夫に努める。
- 防波堤や護岸が眺望点となる場所では、展望台、プロムナード(歩行者専用道路)として整備するほか、親水空間の創出に努める。

工夫ポイント

- 必要に応じて、周辺の景観に圧迫感や違和感を与えないように、表面処理や素材などを工夫し、周辺地形との調和を検討する。



○コンクリート護岸に表面処理を施し、自然になじむよう配慮している。(富山県新湊市・海王丸パーク)



○突堤をプロムナード化し、釣り場として市民に親しまれている。(千葉県館山市)

②建築物、工作物等

形態、意匠、素材、色彩等の工夫及び緑化により周辺の景観との調和に配慮するとともに、必要に応じ憩いの場としての整備に努めるものとする。

配慮事項

- 待合所、倉庫等の建築物、展望タワー等の工作物については、港全体の調和に配慮したデザインの工夫や周囲の緑化に努める。
- 必要に応じて港湾・漁港内に、人々に潤いと安らぎを提供する場として、小広場、公園を整備するよう努める。
- ストックヤードについては、周辺の景観と不調和とならないよう塀、樹木等による遮へいに努めるとともに、整然とした集積、貯蔵がなされるよう配慮する。



○港に面した丘状地にベンチ等が置かれた公園が整備されている。(富山県射水市・新湊漁港緑地公園)



○造船所を望む、眺望の開けた広場が整備されている。(長崎県長崎市・水辺の森公園)

施設別指針

(1)	道路
(2)	橋りょう
(3)	河川・水路
(4)	ダム
(5)	砂防・治山
(6)	港湾・漁港
(7)	海岸
(8)	空港
(9)	公園・広場
(10)	上下水道
(11)	公共建築物
(12)	用地造成

(7) 海岸

①海浜

構造物の設置検討における海浜減少・消失への配慮をし、自然の海岸景観をできる限り保全するとともに、海浜地形の傾斜や微地形の起伏等による高低差が生む景観的效果を活かす工夫に努めるものとする。

配慮事項

- 自然海岸は、できる限り保全に努める。
- 人工海浜の整備に当たっては、周辺の良い自然景観や自然の生態系との調和に配慮する。

工夫ポイント

- 消波堤等が海への見通しを阻害している場合、海浜安定性が確保できるのであれば、後浜を小高くすることによって、水平線を眺望できる視点場として生かす工夫を検討する。
- 人工海浜を造成する場合、海浜地形の起伏や傾斜に変化を持たせる等の工夫により、海浜を緩やかに分節し景観に変化を与えることを検討する。



○自然の海岸地形が保全されている。(岩手県大船渡市)

②海岸堤防、護岸

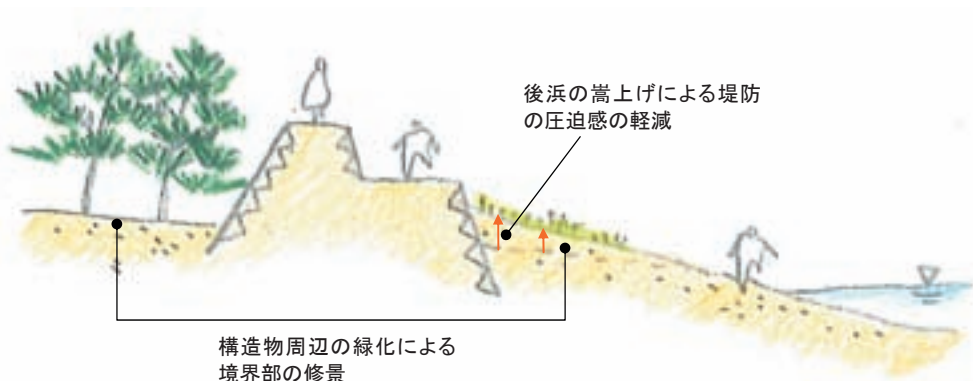
構造、形態、意匠、素材等の工夫及び緑化により、周辺の景観との調和に配慮するとともに、できる限り親水性の確保に努めるものとする。

配慮事項

- 構造物が与える圧迫感や違和感、人工的印象を低減させるため、構造物周辺の緑化等によって、自然物と人工構造物との境界部の印象をやわらげるように努める。

工夫ポイント

- 堤防や護岸背面の盛土・緑化することで、視覚的な影響を和らげる工夫を検討する。
- 面的な幅を要する階段護岸や緩傾斜護岸は、視野を大きく占有し、単調で固い人工的印象を与えやすいため、注意を要する。
- 構造物表面へのペインティングや、化粧型枠による自然石風仕上げ、擬石を用いたりすることは、不自然な印象を与える場合があるので注意を要する。



③ 離岸堤

防災機能を確保しつつ、水平線への見通しをできるだけ阻害しないよう配慮するものとする。

配慮事項

■設計条件、施工条件、経済性との整合を図りつつ、構造形式の検討、天端高の抑制策の検討を行うように努める。

工夫ポイント

□高さの調整によって水平線への見通しを確保することが難しい場合は、陸側の視点場（後浜、海岸堤防・護岸等）の調整によって見通しを確保できないか検討する。

④ 突堤・ヘッドランド

構造物の天端高や形状、素材に留意し、砂浜や水面とが滑らかに摺り付くよう配慮するものとする。

配慮事項

■構造物単体として設計せず、海浜と一体となって一つの空間を形成する要素として、海浜と一体的にその形状や素材を検討するように努める。

工夫ポイント

□突堤によって砂浜が唐突に終了したり、突堤を挟んだ両側の汀線形状に不整合が生じてしまう場合には、天端幅を広くしたり、その上に植栽を施す等の工夫により、突堤両側の汀線が同時に視認されにくくなるよう検討する。



○突堤を自然石仕上げとし、眺望に配慮している。（富山県射水市・海老江）

⑤ 樋門・樋管

構造、形態、素材等の工夫により、地域の特性、自然の生態系及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

■海岸空間全体と部分を構成する要素との関係、全体における施設・構造物等の位置付けを意識しながら、全体としてまとまりのある空間、景観の形成に努める。

工夫ポイント

□海岸に関する記号的イメージや、地域特性イメージをデザインした上屋、防護さく、照明灯に付加するデザイン方法は、かえって主役となる海岸景観を阻害するので注意を要する。

□施設周辺の植栽により、周辺景観への影響が最小限となるように検討をする。



海をテーマにしたデザインやイラスト

施設別指針

(1)	道路
(2)	橋りょう
(3)	河川・水路
(4)	ダム
(5)	砂防・治山
(6)	港湾・漁港
(7)	海岸
(8)	空港
(9)	公園・広場
(10)	上下水道
(11)	公共建築物
(12)	用地造成

(8) 空港

構造、形態、意匠、素材等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

■ 空港周辺からの景観に配慮し、(航空法の制限区域周辺の土地等)は緑化に努め、空港施設の色彩は、周辺景観に配慮するように努める。

工夫ポイント

- ※空港用地造成は、12 用地造成を参照。
- ※緩衝緑地帯等は、9 公園・広場を参照。
- ※建築物については、11 公共建築物を参照。

(9) 公園・広場

① 建築物、 工作物

形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、地域の特性、周辺の景観との調和、修景施設等との一体性に配慮するものとする。

配慮事項

- 公園内の修景施設等との調和に配慮しながら、地域の歴史、文化、産業等を生かしたデザインや新たな文化の創造に寄与するデザインに努める。
- 公園の周辺部に配置される建築物及び工作物は、町並みなど周辺の景観と調和するよう配慮する。

工夫ポイント

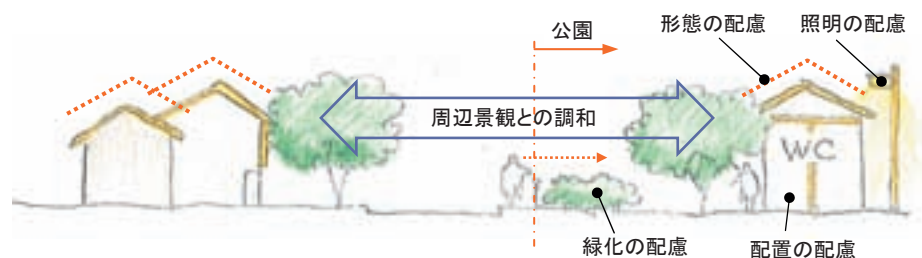
- 地盤の造成や施設の設置などに際し、スカイラインの連続性に配慮するなど眺望景観における調和を検討する。



○ 不整形の木製階段が、自然豊かな公園になじんでいる。(東京都国立市・ママ下公園)



○ 落葉樹とシンプルな形態の休憩施設が、広がりのある空間に調和している。(富山県富山市・布瀬南公園)



② 植栽

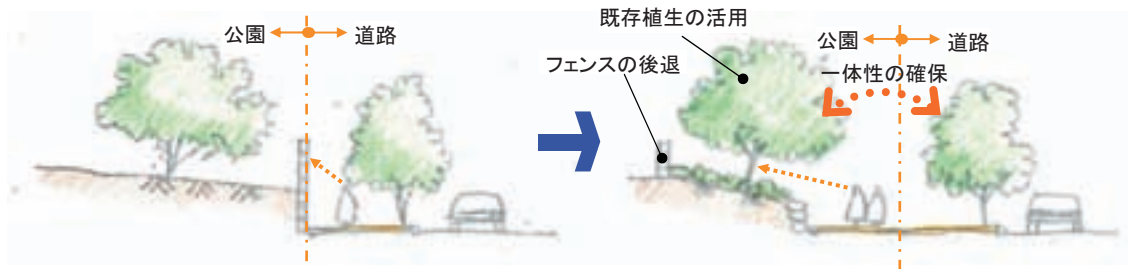
時間経過に伴う樹木の生長等により景観が変化することに留意し、公園・広場等の種類やその目的に応じた植栽に努めるものとする。

配慮事項

- 良好な自然の景観を有する場所では、周辺の植生と調和した植栽に努めるとともに、既存の樹木等の保全・活用に配慮する。
- 都市公園や広場の植栽は、街路樹等の道路緑化との連続性や調和に配慮する。

工夫ポイント

- 周辺の河川や道路など関連する事業、管理者と連携を図り境界部の処理などにおいて、景観の一体化・連続性の確保を検討する。
- 公園内の自然地形や既存植生を活かすとともに、周辺の自然景観との連続性確保を検討する。
- 季節感、樹木の生長等を見込んだ樹種選定、配植などの植栽計画を検討する。



○公園周囲の敷地の植栽、道路緑化との一体化を図り、緑の回廊を形成している。(愛知県名古屋市)



○道路に接する部分を緩やかな緑地ですり付け、一体的な空間としている。(神奈川県横浜市・新杉田公園)

(10) 上下水道

構造、形態、意匠、素材等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

- 構造物の高さ、配置、色彩等について十分に考慮し、周囲の景観との調和やプラント的なイメージの緩和に努める。

工夫ポイント

- 処理場敷地境界については、圧迫感を少なくするため生け垣の検討をする。門扉及びフェンスの形状及び材質は、景観的な異質感のないものとする。

施設別指針

(1) 道路
(2) 橋りょう
(3) 河川・水路
(4) ダム
(5) 砂防・治山
(6) 港湾・漁港
(7) 海岸
(8) 空港
(9) 公園・広場
(10) 上下水道
(11) 公共建築物
(12) 用地造成

(11) 公共建築物

① 建築物及び 工作物

ア 大規模な公共建築物については、岩手県景観計画を遵守するものとする。

イ 公共建築物は、立地する地域の自然環境や歴史・文化をいかし、地域の様式の採用、意匠、素材、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮 事項

- 景観形成基準に定めている位置、規模、形態、意匠、素材及び色彩に関する基準を遵守するとともに、建築物及び工作物の性格、機能に応じて、地域の歴史、文化、産業などを生かしたデザインや、新たな文化の創造に寄与するデザインに努める。
- 大規模建築物に該当しない規模の小さな公共建築物についても、景観形成基準で規定された基準のうち、形態、意匠、素材、色彩等に関して考慮するものとする。

工夫 ポイント

- 背景に山並みや丘陵の稜線がある場合、建築物の形状や屋根勾配について、稜線勾配との調和を検討する。
- 海や川、湖などの水辺が見える特徴的な地域の場合、水辺への見通しを確保した建物の配置を検討する。
- 隣接する施設の素材、色彩を統一することにより、一体性の確保を検討する。
- 古い街並みでは、敷地割りの特徴、屋根の形状や勾配、間口や高さの関係、屋根瓦や外壁材の産地、格子やうだつなどの地域固有の意匠要素を調査し、適切にデザインに取り入れる又は同様の雰囲気を持った素材等の活用などによる工夫を検討する。
- 外壁や屋根に用いる素材等には、汚れ等に対する維持管理に配慮し、経年変化により美観を損なうことのないものを検討する。
- 屋根や外壁にアクセントカラーをつける場合は、その施設の機能や、周辺地域の街並み等を考慮し、周辺景観に違和感を生じさせないように検討する。
- 外部照明は単に明るさだけでなく、外壁の素材や植栽、季節の変化などに適した色温度の光源を検討し、まぶしさや光の広がり具合、照明のあて方など夜間景観にも配慮する。



○ 建築物の外壁の一部を活かした改築により、歴史的な雰囲気をとどめている。(神奈川県横浜市)



○ 建物全体を八溝杉の材で囲い、周辺の自然景観との調和に配慮している。(栃木県那珂川町・馬頭広重美術館)



○ 木造大屋根による施設デザインは、背後の山岳景観に調和している。(山形県山形市)



○ 木造軸組のアーケードが、地域文化を象徴したデザインとなっている。(高知県高知市・はりまや橋商店街)

ウ 主要な視点場や道路からの景観に配慮し、複数の建築物群となる場合は、一体性や連続性に配慮するものとする。

配慮事項

■通り沿いの建築物の高さや壁面線を揃えることやデザインテーマを設定して建築様式や色彩を統一することを検討する。

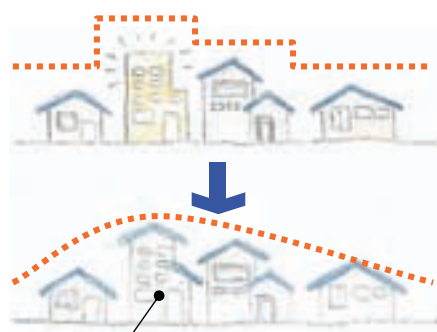
工夫ポイント

□景観上重要な視点場から見た景観を構成する空間の中に建築物等を整備する場合は、新たに整備する建築物等が周辺の美しい景観を阻害しないよう、CG等を活用してその高さや規模、色彩、意匠等について検討する。

□道路沿いに設置する屋外階段や設備類等は、建物と一体的なデザインとすることや目立たない配置、修景などを検討する。



○隣接する小学校との境界をなくし、デザインの統一が図られている。(富山県射水市・児童館)



形態や色彩の連続性への配慮

②外構

敷地の緑化に努めるとともに、住民の利用に供する公共建築物については、快適で開放的な空間を創出するよう努めるものとする。

配慮事項

■建築物の外周部の緑化に努め、潤い、快適性の創出に配慮する。

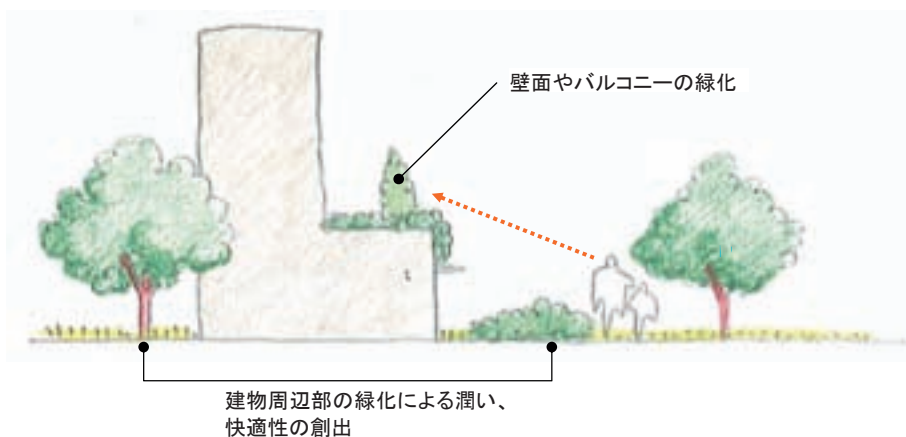
■特に住民が日常的に利用する公共建築物は、その外構部においても、開放性を持たせ、歩道空間等と連続した公園的空間としての整備に努める。

工夫ポイント

□建築物と道路、建築物相互間にあるオープンスペースを活用し、植栽、舗装、ストリートファニチャー等について、また駐車場や付帯設備等の修景空間として検討する。

□植栽スペースに限りがある場合などは、屋上や壁面、バルコニーなどの緑化を検討する。

□敷地内に既存樹木がある場合は、保全又は移植による緑化を積極的に検討する。



施設別指針

(1)	道路
(2)	橋りょう
(3)	河川・水路
(4)	ダム
(5)	砂防・治山
(6)	港湾・漁港
(7)	海岸
(8)	空港
(9)	公園・広場
(10)	上下水道
(11)	公共建築物
(12)	用地造成

(12) 用地造成

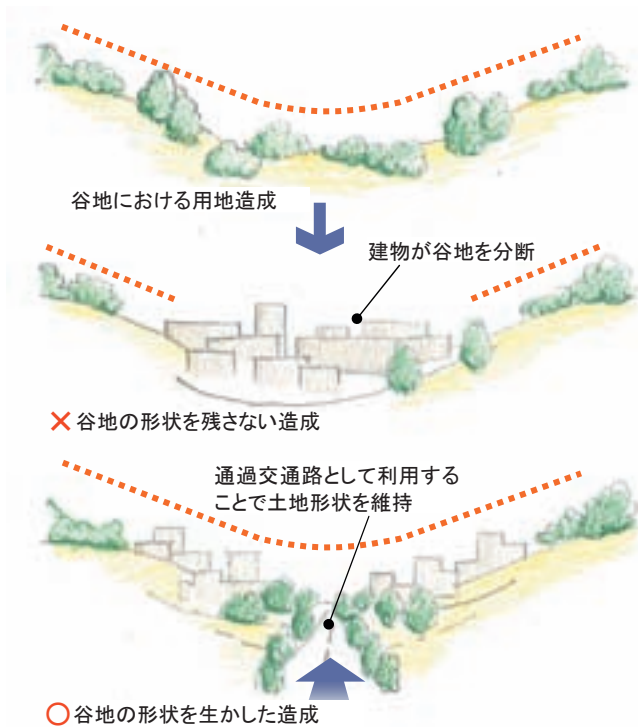
できる限り現況の地形を生かし、のり面又は擁壁を最小限とするよう工夫するとともに、緑化に努めるものとする。

配慮事項

■丘陵地や山地での用地造成に当たっては、周辺の景観との調和に配慮し、土地の利用計画を含め、できる限り現況の地形を生かした造成計画を行うとともに、緑化可能な緩やかなのり面こう配の確保や造成地内での緑地帯の確保に努める。

工夫ポイント

- 地形の改変をできる限り抑えるよう検討する。
- 長大のり面、擁壁が生じないようにするとともに、圧迫感、威圧感の軽減のため、植栽、緑地帯などの活用を検討する。
- のり面は緑化可能な勾配とし、樹種や植栽密度等を周囲の植生と調和させることを検討する。



○極力、既存の斜面林を残す形で造成されている。(神奈川県横浜市・県立循環器呼吸器病センター)

(用語解説)

ア	案内・誘導サイン	公衆利便のため、特定施設等への案内又は誘導することを目的とするサイン。
	親柱	欄干、階段の端又は曲がり角にある太い柱。
カ	階段・傾斜護岸	階段状の護岸、傾きのある護岸。
	化粧型枠	コンクリート構造物を特定の形状、寸法につくるために用いる仮設構造物で、コンクリート表面に木目や自然石模様等を浮き出させる特殊な型枠。
	桁下空間	橋りょう本体の最下端から水面又は地盤面までの空間。
	高架橋	線路や道路をまたいで架けられた橋。
	高水敷	堤防のある河川で、洪水の時に冠水する部分。ふだん流水のある部分は低水敷という。
	交通島	自動車の流れを整理・誘導したり、歩行者の安全を確保するため車道の中に設置された区域で、自動車が侵入しないように道路面より高くつくられている施設。
	交通広場	道路、鉄道、港湾、空港等に接続して設置される広場。
	坑門、坑口	トンネル等の出入口部分。
	高欄	歩行者及び自動車の安全性を高める目的で、道路や橋りょうに設置される施設。
	護岸	河岸又は堤防を保護し流水による洗掘を防止するために、のり面に施工する保護工。
	駒止め	自動車のまきこみ防止等、歩行者の安全を守るために設置される施設。
サ	草本類、木本類	草本類とは、木部があまり発達せず、地上部が1年で枯れる植物の総称。 木本類とは、木部が発達した多年生の地上茎を持つ植物。
	砂防・治山堰堤	河川や溪谷を横断して水流や土砂をせき止めるために築いた施設。
	ストックヤード	在庫品等を集積する場所。
	ストリートファニチャー	街路の快適な利用に供するよう設置される道具をいい、照明施設、ベンチ、花壇、電話ボックス、ポスト等のように街路における一体的な利用のために設置されるもの。
	スカイライン	山や建物などの、空を背景とした輪郭線。
	占用行為	電柱、バス停留所、電話ボックス、サイン類等道路敷地内の公共用地において、占用許可事項に基づき施行される事業・行為。
タ	多自然工法	多くの自然物を含んだ工法や自然に近い環境を創出するための工法でヨーロッパを発祥とする。近自然型河川工法等とも訳される。
	潮害防備保安林	津波や高潮の被害を軽減し、強風時における風速の緩和によって塩害を防止することを目的とする保安林。
	調整池	洪水の一部を一時的に貯留して下流の洪水の水位を低下させるために利用する周囲を堤防で囲まれた施設。
	堤防	河川の氾濫や高潮、津波による海水の侵入を防止するとともに、陸域が侵食されるのを防止する施設。
	点字ブロック	視覚障害者誘導用ブロック。
	動線	人や自動車の流れ。
	道路付属物・占用物等	道路の構造の保全や安全かつ円滑な交通を確保したり、管理上必要な施設又は工作物。
ナ	ネットフェンス	網状のフェンス。
	のり面	切り取りや盛土によってできた人工的な土の傾斜面
ハ	パーゴラ	外廊下風の洋風あずまや。
	橋詰め	橋りょうの取り付け部分。
	樋門	堤防を横切って設置される通水路で、水門より通水断面が小さい。
	標識・サイン類	名称や位置等を表示して情報を伝達し、利用者等の利便に供する標識や表示で、国、地方公共団体、公共的団体が設置するもの。
	ペDESTリアンデッキ	歩行者のための高架の通路で、駅と商業施設を直結するために駅前広場等に設置するもの、業務街において複数の建物を連続的につなぐもの、高低差のある住宅地で住棟間の動線をつなぐもの等がある。
	防護さく	護岸や道路からの転落防止等、安全な通行空間の確保のために設置されるフェンス等の構造物。
	防波堤	港湾施設や港湾内にある船舶が波浪のために損壊したり、係留、荷役等の作業が妨げられないように、それらの施設付近への波浪の伝搬を阻止する施設。
マ	モチーフ	デザイン上のテーマとなる題材。
ヤ	擁壁	盛土や切土等の土を支える構造物。
ラ	ライトアップ	夜間において景観の対象物を照明施設によって照らし出すこと。
	落差工	河床の高さを維持するために河川を横断して設置される工作物で、床固、床留(止)ともいう。
	ランドマーク	その土地や場所の目印となっているもの。際立った特徴を持ち目印となるもの。
	ロックフィルダム	土質材料、砂、れき、岩石等を積み上げてつくるダムのうち、岩石が体積の半分以上を占めるもの。

施設別指針

- (1) 道路
- (2) 橋りょう
- (3) 河川・水路
- (4) ダム
- (5) 砂防・治山
- (6) 港湾・漁港
- (7) 海岸
- (8) 空港
- (9) 公園・広場
- (10) 上下水道
- (11) 公共建築物
- (12) 用地造成

景観関連用語	内部景観（道路の例）	道路を利用する人の視点からの見え方。道路内から道路外を見ること、及び道路内から道路空間を見ること。
	外部景観（道路の例）	道路外の視点からの見え方。道路外から道路を含めた景観を見ること。
	視点場	景観を眺める人の位置（視点）が存在する空間。
	シーン景観	固定した視点からの景観。
	シーケンス景観	移動する視点からの景観。視点を移動させながら、次々と移り変わっていくシーン（場面）を継起的に体験する景観。
	エイジング効果	時とともに味わいを増す効果。
	景観資源	デザインにおいて活かし得る景観要素。
	景観要素	山岳、湖沼、河川、海岸や歴史的まちなみ、歴史的建造物・建築物、その他大径木など。
	アースデザイン	ラウンディング、元谷造成、グレーディング等の手法。
	ラウンディング	現地盤になだらかに擦りつけるために行う、丸めづけ造成。
	元谷造成	一つの法面を分割して不自然な印象ののり面の表面形態を改善する造成。
	グレーディング	標準横断で示される土工定規によって定めるのり面勾配より緩やかな造成。
	メインストリート	本通り。目抜き通り。大通り。
	ファサード	建築物の正面（デザイン）を指す言葉。
	景観法（H16 法律第 110 号）	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として制定された法律。
	景観行政団体	都道府県、政令指定都市、中核市、景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村。
	景観計画	良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。景観計画区域を対象として景観重要建造物、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等、法に基づく措置がなされる。
	通知（景観法第 16 条第 5 項）	国の機関又は地方公共団体が届出（特定届出対象行為を含む）を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。また、景観行政団体の長は、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとなるべき措置について協議を求められることができる。
	特定届出対象行為	景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者等に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更等の措置をとることを命ずることができる行為。（届出を要する行為から条例で定める）
	景観重要建造物	景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）。指定されると、管理行為を除いて、現状変更を行う際は、景観行政団体の長の許可が必要になる。
	景観重要樹木	景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木。指定されると、管理行為を除いて、伐採又は移植を行う際は、景観行政団体の長の許可が必要になる。
	景観重要公共施設	景観計画区域内の道路法、河川法、都市公園法、海岸法、港湾法、漁港漁場整備法、自然公園法に係る施設等であって、良好な景観の形成に重要なもの。（指定された公共施設は、景観計画に即して整備されることが義務付けられる。）
	景観農業振興地域整備計画	市町村が景観計画区域内の農業振興地域に定めたもの。（土地利用について当該計画に従って利用すべき旨の勧告が可能。）
	景観協議会	景観計画区域内において、良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うために組織されるもの。（景観行政団体、景観重要公共施設管理者、景観整備機構、関係市町村、観光関係団体、商工関係団体、住民などの関係者組織。）
景観整備機構	良好な景観の保全・形成に関してさまざまな活動を行う一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人のうち、申請により景観行政団体から指定された団体。（景観に関する住民の取り組みについて情報提供等の支援を行うと同時に、所有者と協定を結んで景観重要建造物や景観重要樹木を管理したり、さらに景観形成に関する調査・研究などを行う。）	
重要文化的景観	文化財としての価値から特に重要なものについて、都道府県又は市町村の申出に基づき選定されるもの。（現状変更あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官に届出が必要。）	
景観地区	市町村が、都市計画区域又は準都市計画区域内において、市街地の良好な景観の形成を図るために、都市計画に定めた地区。	
準景観地区	市町村が、都市計画区域又は準都市計画区域外の景観計画区域において、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るために指定した地区。	
景観協定	景観計画区域内の一団の所有者や借地権者の合意で結ばれた、良好な景観形成に関する協定。	